

## 淀川河川公園下流域地域協議会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「淀川河川公園下流域地域協議会」(以下、協議会という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(対象地区)

第2条 協議会で検討する対象地区は、大阪府守口市域(庭窪河畔・八雲・八雲野草・守口・外島地区)及び大阪市域に位置する淀川河川公園及びその予定区域とする。

(目的)

第3条 協議会は、淀川河川公園において、基本計画の理念を実現するため、淀川河川公園の利用に関する様々な意見を聞き、各地区におけるゾーニング計画の実現や、具体的な整備や管理運営への反映について協議を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 利用者・利用団体の代表者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 地域の自然環境等に関し専門的な知識を有する者
- (4) 地元自治体の職員

2 委員の任期は、本規約を施行する日から平成30年3月31日までとする。

3 委員の再任は、協議会の合意によるものとする。

(地区会議)

第5条 地域協議会は、必要に応じて、地区毎に関係者による地区会議を設置することができるものとする。

(新規加入)

第6条 新たに委員になろうとする者は、第14条に規定する事務局に、委員となる意思表示を行い、協議会の合意が得られた場合に、委員となることができる。

(退会及び解任)

第7条 退会しようとする者は、第14条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

(1) 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を補佐する。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は会長が招集する。

(1) 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。

(2) 会長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(運営)

第10条 会議は次の事項を遵守し運営する。

(1) 自由な発言の尊重

(2) 特定の個人・団体の誹謗・中傷の禁止

(3) 各委員の尊重(地域住民・利用者・自治体・公園管理者の役割の尊重)

(4) 建設的な提案型の意見交換

(公開)

第11条 協議会の会議は、原則として公開とする。

2 協議会の会議の開催は、日時場所等についてあらかじめ広く周知する。

3 協議会の資料・議事要旨は、印刷物等で公開する。

(会議録)

第12条 協議会の会議録については、次の事項を記載した議事録を以下の要領で作成する。

(1) 発言内容は要旨とする。

(2) 発言者は匿名とし、地域住民・利用者・行政委員・学識者委員・事務局に区分して記載する。

(合意)

第13条 協議会の会議の合意は、協議会の会議に出席した委員の過半数の賛成により成立するものとする。

(事務局)

第14条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局は、淀川河川事務所に置く。

3 淀川河川事務所は、事務局を民間企業等に委託することができる。

(事務局の所掌事務)

第15条 事務局は次に掲げる事務を行う。

(1) 協議会の会議の議事に関する事項

(2) 協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項

(3) その他、協議会が付託する事項

(要綱改正)

第16条 この要綱は協議会の委員の発議により、委員総数の三分の二以上(委任状含む)の合意を得て、改正することができる。

附則

本規約は、平成23年3月2日から施行する。

平成30年2月6日現在

## 淀川河川公園下流域地域協議会 委員名簿

委員名	所属・役職	属性	備考
北斗 邦男	守口市 北十番連合町会 会長	地域住民代表(守口市)	
岩岸 敏雄	大阪市北区 地域振興会 豊仁連合振興町会 会長	地域住民代表(大阪市北区)	
外村 千代子	大阪市都島区 地域振興会 淀川連合振興町会 会長	地域住民代表(大阪市都島区)	
矢山 英夫	大阪市福島区 地域振興会 鷺洲連合振興町会 会長	地域住民代表(大阪市福島区)	
木村 康夫	大阪市淀川区 地域振興会 木川南連合振興町会 会長	地域住民代表(大阪市淀川区)	
松尾 雅司	大阪市東淀川区 地域振興会 大桐連合振興町会 会長	地域住民代表(大阪市東淀川区)	
寺西 健三	大阪市旭区 地域振興会 太子橋連合第五振興町会 会長	地域住民代表(大阪市旭区)	
辻川 松子	淀川管内河川レンジャーアドバイザー	利用者・利用団体代表	
増田 昇	大阪府立大学 名誉教授	学識経験者	会長
高田 直俊	大阪市立大学 名誉教授	学識経験者	副会長
酒井 毅	大阪府 都市整備部都市計画室 公園課 公園整備グループ 課長補佐	地方自治体(大阪府)	
土橋 国治	守口市 都市整備部 公園課長	地元自治体(守口市)	
阪本 和也	守口市 市民生活部 スポーツ・青少年課長		
竹野 瑞光	大阪市 建設局 公園緑化部 調整課長	地元自治体(大阪市)	

### 【公園管理者】(淀川河川事務所)

所属・役職	氏名
淀川河川事務所 副所長(水辺)	岩崎 健
淀川河川事務所 河川公園課長	片岡 佳三

---

## 淀川河川公園地域協議会と他の協議会の検討状況

---



# (1) 淀川河川公園地域協議会について

---

# ①淀川河川公園地域協議会のしくみ

(出典：淀川河川公園地域協議会HP)

- 【地域協議会】：・淀川河川公園基本計画（平成20年8月改定）に基づいて設置  
 ・利用者や利用団体、地域住民、学識経験者、地元自治体等淀川河川公園に関わる多様な主体の参加  
 ・地区毎の特性に応じた計画の検討や、整備及び管理運営を行うための協議の実施、多様な主体との連携
- 【全体協議会】：・ゾーニング計画などの実現に向けた整備及び管理運営が適切に行われているかの点検



## ②各流域の河川公園地区・沿川自治体

### 中流右岸域

- 対象地区：8地区
- ・大塚地区
- ・三島江野草地区
- ・三島江地区
- ・鳥飼上地区
- ・鳥飼下地区
- ・鳥飼西地区
- ・鳥飼野草地区
- ・一津屋野草地区

### 上流域

八幡市  
大山崎町  
島本町

### 中流右岸域

高槻市  
摂津市

### 中流左岸域

枚方市  
寝屋川市  
守口市

### 下流域

大阪市  
守口市

### 上流域

- 対象地区：4地区
- ・大山崎地区
- ・島本地区
- ・背割堤地区
- ・御幸橋野草地区(未)

### 中流左岸域

- 対象地区：9地区
- ・枚方地区
- ・三矢地区
- ・伊加賀野草地区
- ・出口河畔地区
- ・出口地区
- ・出口野草地区
- ・太間地区
- ・点野野草地区
- ・木屋元地区
- ・仁和寺野草地区

- ・佐太西地区
- ・大日地区
- ・庭窪河畔地区
- ・八雲地区
- ・八雲野草地区
- ・守口地区
- ・外島地区
- ・太子橋地区
- ・城北河畔地区
- ・赤川地区
- ・毛馬地区
- ・長柄地区
- ・大淀野草地区
- ・海老江地区

- 対象地区：19地区
- ・豊里地区
- ・豊里自然地区(未)
- ・西中島地区
- ・十三野草地区

(未)：未開園地区





## **(2) 他の地域協議会における検討状況について**

---

# ①平成27年度淀川河川公園全体会議の協議結果

(H27年度全体会議資料から抜粋)

## 現段階で淀川河川事務所(公園管理者)が抱える整備計画の課題

平成20年の淀川河川公園基本計画(期間:概ね20~30年間)を踏まえ、これまで、順次各地区の整備計画を策定してきたものの、計画の実効性について、以下の課題認識と事業内容を体系的に整理

- ほぼ全ての公園整備計画で**共通の課題事項がある**
- 進捗率が芳しくない計画がある**。地元住民などから進捗の問い合わせも多い
- 他事業者の占有区域や河川環境事業等との調整が**公園区域内外で必要**である
- 平成29年春を予定している背割堤地区追加供用(以下、三川合流域サービスセンター)後の事業計画や**長寿命化計画との整合**が不十分である
- 組織的に計画を達成するためには、**現時点でのフォローアップが必要**と判断



公園管理者として事業展開の課題は様々あるものの、策定した計画の実現のため、策定済12地区の公園整備計画の事業内容を体系的に整理

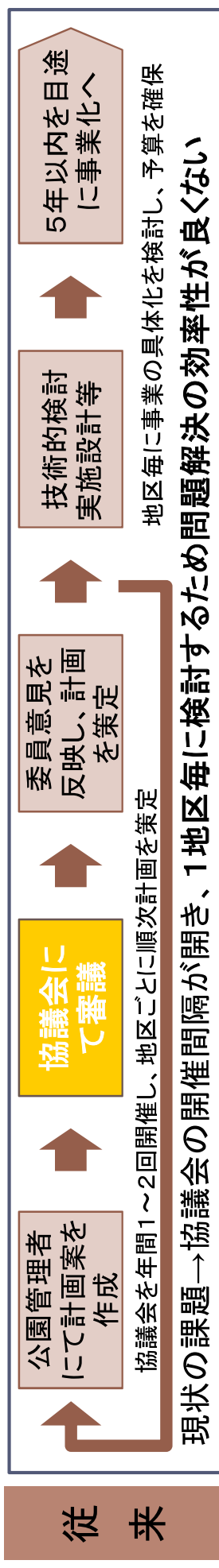
- 現行計画における**全流域の共通課題**
  - (1) **行為許可**: バーベキュー等の適正化や利用の安全性の確保
  - (2) **誘導**: 堤内外の誘導計画及びサインによる多様な情報発信
  - (3) **親水**: 川らしい空間(高水敷切り下げ)の形成
  - (4) **施設活用**: 便益施設及び運動施設等のストック管理
  - (5) **植生**: 利用と保全のバランスを考慮した植生管理

# ②平成27年度淀川河川公園全体会議の協議結果

## 課題解決に向けて(整備計画の検討プロセスの改善)

(H27年度全体会議資料から抜粋)

- ・計画の実効性と効率性を高めるため、公園管理者としての事業の進め方を以下のように改善
- ・事業実施の具体的な助言を一層いただけただけによる、事務局の協議会運営手法についても改善



計画策定後の課題解決を踏まえ、整備計画の検討プロセスと協議会運営手法を改善

## ① 全流域の共通課題を、各流域で担当するテーマとして設定し、集中的に検討。その結果を、基本的な考え方としてまとめ、他の流域に応用することで、整備計画の事業化の適正化を図る

テーマ	モデル流域	モデル流域設定の理由
行為許可	下流域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下流域は相対的に利用密度が高く、迷惑行為等の苦情も多く、またBBQ等の利用も盛ん</li> <li>・「たまりのある自然空間を営造的に整備しきらず供用する地区があり、安全性を確保した新しい利用ルールを検討が必要</li> </ul>
誘導	中流右岸域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通量の多い道路で公園と後背地域が隔てられた地区が多い。また各地区への経路が分かり難い</li> <li>・地域住民が主体となり、行政を巻き込んで河川公園への安全な動線を考えるワーキングを設置している</li> </ul>
親水	中流左岸域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川本川の中で、地元住民による水辺空間の利用が最も盛んな地区がある</li> <li>・「高水敷の切り下げ」が含まれている数ある地区において、その後の管理を市民参画で検討しうる場所</li> </ul>
施設活用	上流域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三川合流域サービスセンターが平成29年春に供用を予定し、三川合流域の地域振興の起爆剤として期待</li> <li>・SC等の公園の施設ストックの効果的な利用と運営、適切な維持管理が求められている</li> </ul>
植生	全流域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の維持管理費の中で植物管理がウエイトが最も高い。一方、新規地区の開園はこれからも必要</li> <li>・公園利用の安全性・快適性の維持と植物管理コスト抑制の両立は、公園全体で共通した重要な課題</li> </ul>

## ②各テーマに沿って集中的に議論するために、各協議会ごとに体制や運営手法を改善

# ③各テーマの検討状況

## 植生

## 全流域

- ・公園の維持管理費の中で植物管理がウエイトが最も高い。一方、新規地区の開園はこれから必要
- ・公園利用の安全性・快適性の維持と植物管理コスト抑制の両立は、公園全体で共通した重要な課題

### 植物管理の課題

#### 【これまでの植物管理】

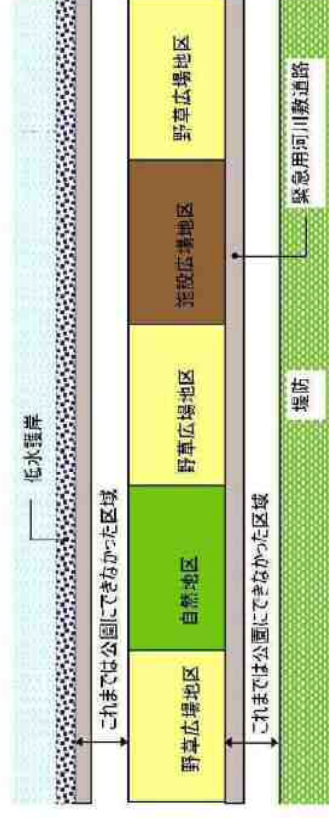
- ・利用が想定されるエリアは全て芝生地として維持管理
- ・利用の内容や多寡は考慮されず
- ・一律に除草回数を減少、もしくは停止することによる利用者からの苦情あり

#### 【これからの植物管理】

- ・淀川河川公園基本計画のゾーニングの実現に向けた除草管理
- ・利用の内容や多寡に応じた除草回数改定

### 参考：淀川河川公園基本計画のゾーニングの考え方

これまでの「地区区分」では、縦断及び横断方向の連続性の確保が行われてきませんでした。



これからの「ゾーニング」では、縦断及び横断方向の連続性を確保していきます。



## 植物管理方法の見直しの手順

### ① 現況把握

- ・各地区の除草回数
- ・各地区の植生分布図作成(8地区のモデル地区では詳細な植生分布図)

### ② 課題の整理

- ・平成28年度の除草回数は概ね大型自走式の草刈機による年8回除草、年2回集草
- ・これにより芝生地としては概ね維持(特定外来種の繁茂も抑制)
- ・急激な除草停止は在来種、外来種の密生を招く恐れ
- ・周辺植生を被圧する(主に自然植生近傍では注意)

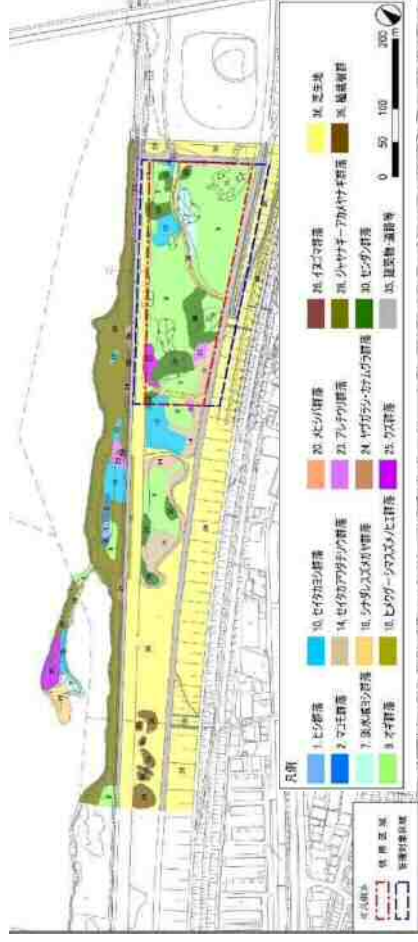
### ③ 植物管理の基本方針

施設広場地区を新たに3つに区分

芝生地エリア	野球場やサッカー場など利用頻度の高いエリア(大型自走式による年10回除草)
多様性のある草地エリア	利用頻度が低いエリア、在来種を含む多様性のある草地(大型自走式年6回除草)
野草広場地区へ移行するエリア	野草広場地区を隣接とし、利用頻度が非常に低いエリア(除草停止)

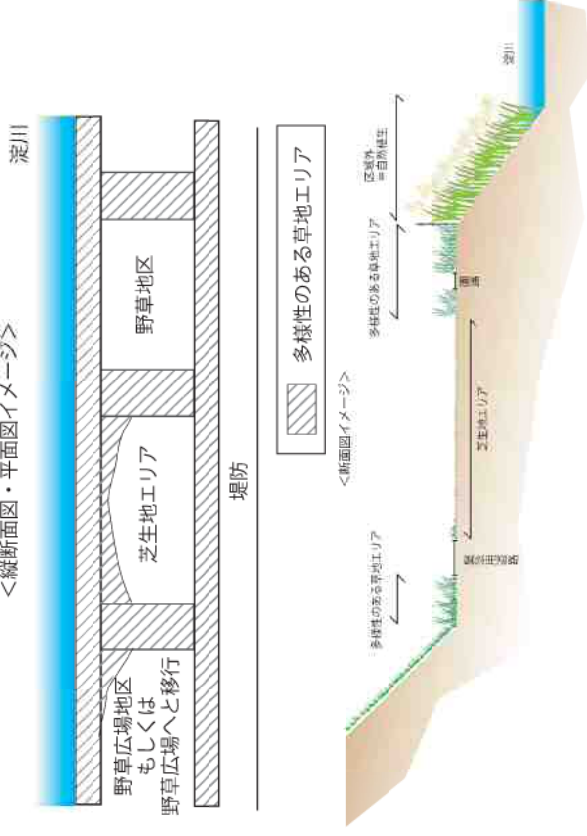
※費用割合の高い除草作業を年1回に削減

### ④ 変更した植物管理の実施及びモニタリング(平成29年～)



植生図作成例(点野野草地区)

<縦断面図・平面図イメージ>



新たに設けた3つの区分の配置イメージ

# 行為許可

## 下流域

- 大阪都心部の中で、たまりやヨシ原などの河川敷本来の自然環境が残されたエリアが豊里地区の下流側に存在している
- 水辺の自然環境をそのまま河川公園として供用するための課題を検討する

## モデル地区

## 【豊里自然地区の整備イメージ】

### 豊里自然地区の整備イメージ（叩き台）

開園の目的：生物多様性や景観の観点から価値を有する現状の自然環境をありのままに見せる

#### (1) ゾーニングの設定

##### 2つのゾーンの設定

- 現状配置により淀川らしい自然環境を保全する **自然安全ゾーン**
- 自然観察や散策のための最小限の整備を行う **自然観察ゾーン**

#### (2) 開園に向けた準備

- 市民参加型の公園づくりを目指す開園準備期間の設定
  - 市民からの提案にもとづく整備すべきものや利用方法の検討
- 準備に先立っての自然環境調査による希少種などの保全が必要な動植物や生育・生息環境の把握
- 園が整備すべき施設を除き、可能な限り市民の手による公園づくりの推進
- 市民の主體的な関わりによる利用プログラムの準備
- 一定の準備が整った段階での開園

#### (3) 利用プログラム

- ①自然環境の保全や安全に留意した上での、特徴ある自然環境を紹介する情報発信や、既往のレジャー活動等を通じた「知ってもらおう」活動の展開
- ②現在及び将来の利用者による豊里自然地区の望ましい利用方法、安全確保の方法に関する議論の推進  
例) 現在の利用者や近隣住民の参加による地区会議等の開催

③学校や団体による観察会向けガイドプログラムの開発

#### (4) 安全管理

- ①利用を図る場所における利用者の安全確保のための注意看板など必要最低限の整備
- ②地域住民、公園利用者による見守りなど、地域ぐるみの安全管理への協力体制づくり



**自然観察ゾーン**

- 「たまり」やヨシ原など、淀川を特徴づける自然環境の観察や散策を主とした利用を図る

**自然安全ゾーン**

- 現状の「たまり」のある自然環境を保全する
- 観察目的の一部のたまり等を除き、環境調査等に限定した利用とし、原則として観覧路等の整備は行わない

**多目的広場の整備**

## H25年度：平成25年8月 下流域地域協議会

- 現地見学会の開催
- 豊里自然地区(未開園)の検討の進め方の議論



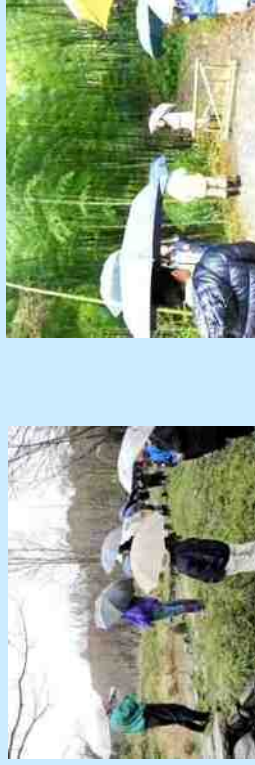
・ヨシ刈りの必要性、児童の河川利用に対する安全管理、管理瑕疵の問題についての調査、検討、しくみづくりが重要

## H26年度：平成26年8月 下流域地域協議会

- 豊里自然地区の現状及び課題確認
- ・自然地区の利用には一定の危険が伴う点に配慮した使い方を検討すべき
- ・自然造物については利用者責任という割り切りの下、大人が指導をしながら利用を進める。(大阪府下の自然公園の原則が参考となる)
- ・この環境の価値を地域住民に知ってもらい、地域の方々も入って望ましい利用方法をイベント形式で試行しながら利用プログラムを開発していく

## H27年度：平成28年3月 先進事例現地視察の実施

- 泉佐野丘陵緑地パークセンター-現地視察の実施
- ・自然環境を公園として供用している大阪府の泉佐野丘陵緑地パークセンターを視察した



## 自然地区の開園に際しての課題

- ・見通しの利かないヨシ原やたまりの安全確保、不法占用物件の撤去等が課題



## 下流域地域協議会におけるモデル地区を中心とした事業展開

- (1) モデル地区
  - ・ 豊里自然地区

- (2) 検討内容と具体の課題

【行為許可】

豊里自然地区をモデルに、河川区域を、営造的に整備しすぎずに公園として供用する場合の利用ルール、管理瑕疵、利用者への周知方法、利用プログラムのあり方を検討・試行

### ◆ 豊里自然地区のたまり・ヨシ原





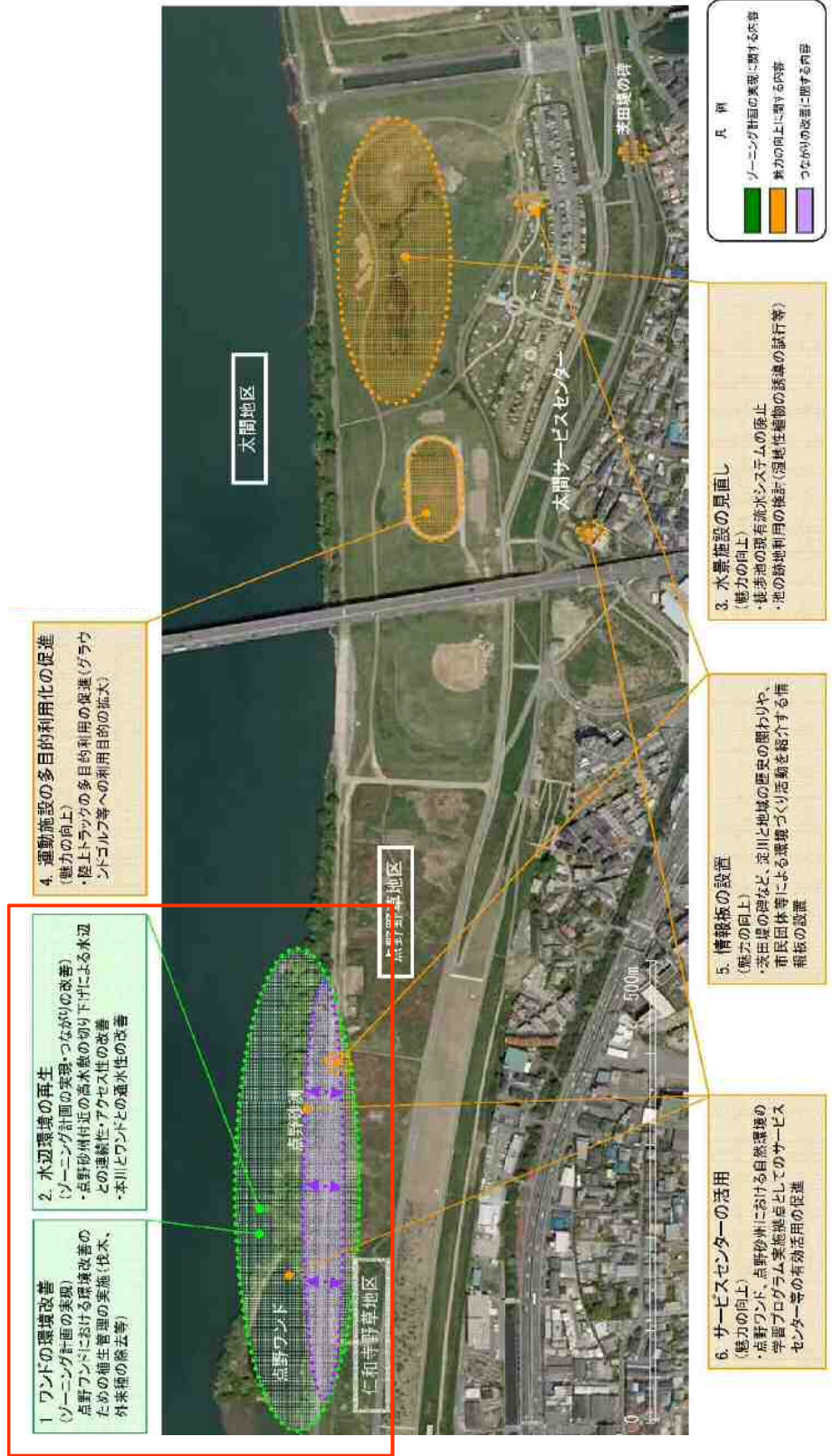
# 親水

## 中流 左岸域

- ・淀川本川の中で、地元住民による水辺空間の利用が最も盛んな地区がある
- ・「高水敷の切り下げ」が含まれている数ある地区において、その後の管理を市民参画で検討しうる場所

### モデル地区

### 【太間・点野野草地区の公園整備計画】



## H24年度：平成25年3月 太間・点野地区公園整備計画策定

- ・淀川河川公園基本計画に基づき、河川公園の整備及び管理運営において、地域協議会及び全体協議会を設置、検討
- ・点野地区でファンドの環境改善、水辺環境の再生を位置づけ

## H25年度：平成25年9月 中流左岸地域協議会にて

- ・点野地区を淀川中流左岸地域の「みんな育てる河川公園(仮称)」モデル地区として提案

## H26年度：平成26年9月第1回点野水辺づくりワークショップ

- ・点野地区の「良いところ」、「悪いところ」をテーマに、整備と管理について意見交換

## H27年度：平成28年3月 点野水辺プロジェクト作戦会議(1回開催)

- ・中流左岸域を「親水」のモデル流域にする。
- ・水辺利用が盛んな点野地区で、本格的な親水空間づくりに必要な「切り下げ事業」実施するべく「点野水辺づくりプロジェクト」として指導することを

## H28年度：点野水辺プロジェクト実施

- ・切り下げ検討を市民参加で進める→「点野水辺づくりワークショップ」3回開催
- ・活動プログラムの活性化と組織化→「点野水辺プロジェクト」として活動イベントを共催

## H29年度 点野水辺プロジェクトの発展

- ・市民参加による「水辺デザイン」の検討
- ・点野地区の活動のネットワークづくり(しくみと役割づくり)

## 点野水辺プロジェクト

高水敷の切り下げ事業を実施するための方針を以下のよう決定。

### 公園整備計画の推進方針

- ・水辺利用が盛んな点野地区で、本格的な親水空間づくりに必要な「切り下げ事業」をぜひ実施したい！  
そこで...

### 方針

- ・「河川環境整備事業」として事業展開のフェーズトになり得るかを点野地区で具体的にプロジェクトを実施することで検証

### 点野水辺プロジェクトとして再始動

### 「点野水辺プロジェクト」の目標

- 「水辺利用プログラム」の実施を通じて
  - ・地元住民が水辺の利用に熱心であることをアピール
  - ・関係者(住民、市民団体、教育機関、自治体、公園管理者、河川管理者)の連携による水辺の安全な利用ができることをアピール

- ・「河川環境整備事業」の対象候補地として、点野地区の優位性をアピールし、事業実施につなげる。

## ワークショップの概要

	日付	テーマ
第1回	平成26年5月	・点野地区良いところ悪いところ
第2回	平成26年9月	・切り下げに向けた課題の整理 ・点野水辺プロジェクトについて
第3回	平成28年10月	・三島江野草地区の見学・感想 ・これからの点野地区のあり方
第4回	平成29年2月	・ガリバーマップin点野 ・地域との連携について
第5回	平成29年8月	・昨年度の振り返りと今年度の予定、点野地区の水辺利用の検討

# 誘導

## 中流 右岸域

- ・交通量の多い道路で公園と後背地域が隔てられている
- ・地域住民が主体となり、行政を巻き込んで河川公園への安全な動線を考えるワーキングを設置している

### モデル地区

### 【大塚地区の公園整備計画】



## 低草丈草種（イワダレソウ）の試験導入

### H24年度：平成25年3月 大塚地区公園整備計画策定について

- ・淀川河川公園基本計画に基づき、河川公園の整備及び管理運営において、地域協議会及び全体協議会を設置、検討。
- ・堤防道路の安全な横断方法が位置づけられる。



### H27年度：誘導が位置づけられる

- ・堤防道路横断時の視認性改善のため堤防階段に低草丈草種（イワダレソウ他）の試験導入決定。



### H28年度：平成28年4月 低草丈草種（イワダレソウ）の試験導入

- ・大淀野草地区堤防川裏側法面の試験導入現地見学会を実施。
- ・実験導入実現時には地域住民・高槻市・高槻警察と連携する。

### 【川裏側】

### H28年度：平成28年10月 低草丈草種（イワダレソウ）の試験導入

- ・地域の高槻市冠中学校へ淀川サポート制度への募集、3/5のイワダレソウ植え付けやその後のメンテナンスへの参画を要請する。



### H28年度：平成29年3月 低草丈草種（イワダレソウ）の試験導入

- ・地元と高槻市冠中学校生徒の協力のもとイワダレソウ植栽の実施。



### H29年度：平成29年6月 低草丈草種（イワダレソウ）の試験導入

- ・モニタリング調査等の勉強会を共催。
- ・市民参画による雑草除去活動。

### イワダレソウモニタリング調査（植付け日：2017年3月5日被植率1.9%）



# 施設活用

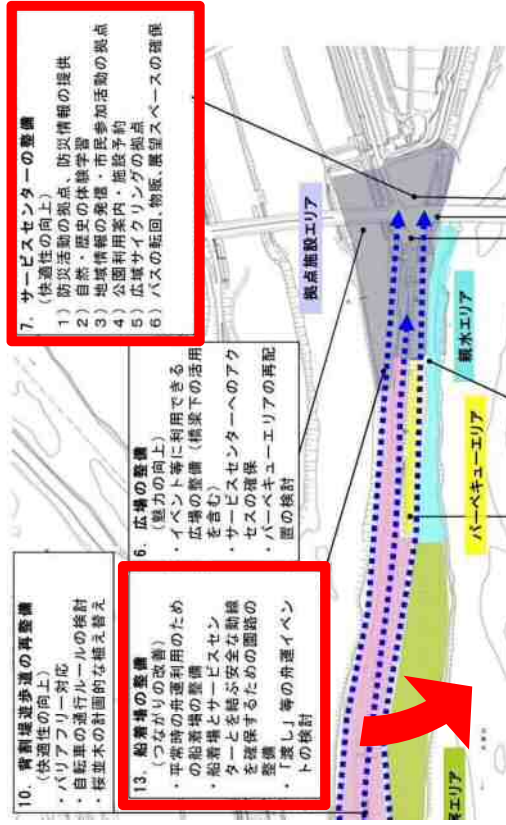
## 上流域

- ・背割堤地区に、地域振興の拠点施設としての役割を担った「淀川三川合流域さくらであい館」が平成29年3月にオープン
- ・さくらであい館を拠点とした三川合流域の地域振興につながるプログラムを展開

## モデル地区

### 【背割堤地区の公園整備計画の実現（さくらであい館、船着場等）】

#### 背割堤地区公園整備計画図



展望塔からの景観



イベント広場



船着場

さくらであい館(サービスセンター)

## H23年度：平成23年11月 上流域地域協議会（第2回）

### ● 背割堤地区公園整備計画を策定

- ・淀川河川公園背割堤地区公園整備計画が策定され、「サービスセンター（淀川三川合流域拠点施設）の整備」が位置づけられる

## H25年度：平成25年8月 上流域地域協議会（第1回）

### ● 御幸橋野草地区（仮称）の整備計画の検討をスタート

- ・御幸橋野草地区（仮称）の整備の方向性、整備条件等の確認

## H25年度：平成26年2月 上流域地域協議会（第2回）

- ・御幸橋野草地区（仮称）の整備の考え方（提示）

## H26年度：平成27年2月 上流域地域協議会

- ・御幸橋野草地区の公園整備計画（案）の審議（各委員が持ち帰り、意見を提出）

## H27年度：平成28年3月 上流域地域協議会

- ・今後の協議会の運営について説明
- ・御幸橋野草地区（仮称）の整備の考え方（提案）
- ・今後の上流域地域協議会の運営体制（提案）

プレイベントの実施  
（H28春・夏・秋）

三川合流域拠点施設の建設

淀川三川合流域さくらであい館オープニングイベント

## 1. 背割堤地区の地形、自然環境特性を活かした利用プログラム



水面を利用したSUP体験



大木を活かしたツリーイング

## 2. 拠点施設（さくらであい館）を活かした利用プログラム



イベント広場のショー



オープンカフェ



展望塔からのガイド

## 3. 周辺地域の観光資源、特産品を活かした利用プログラム



地元で採れた野菜の直売



舟運と歴史資産をめぐるハイキング

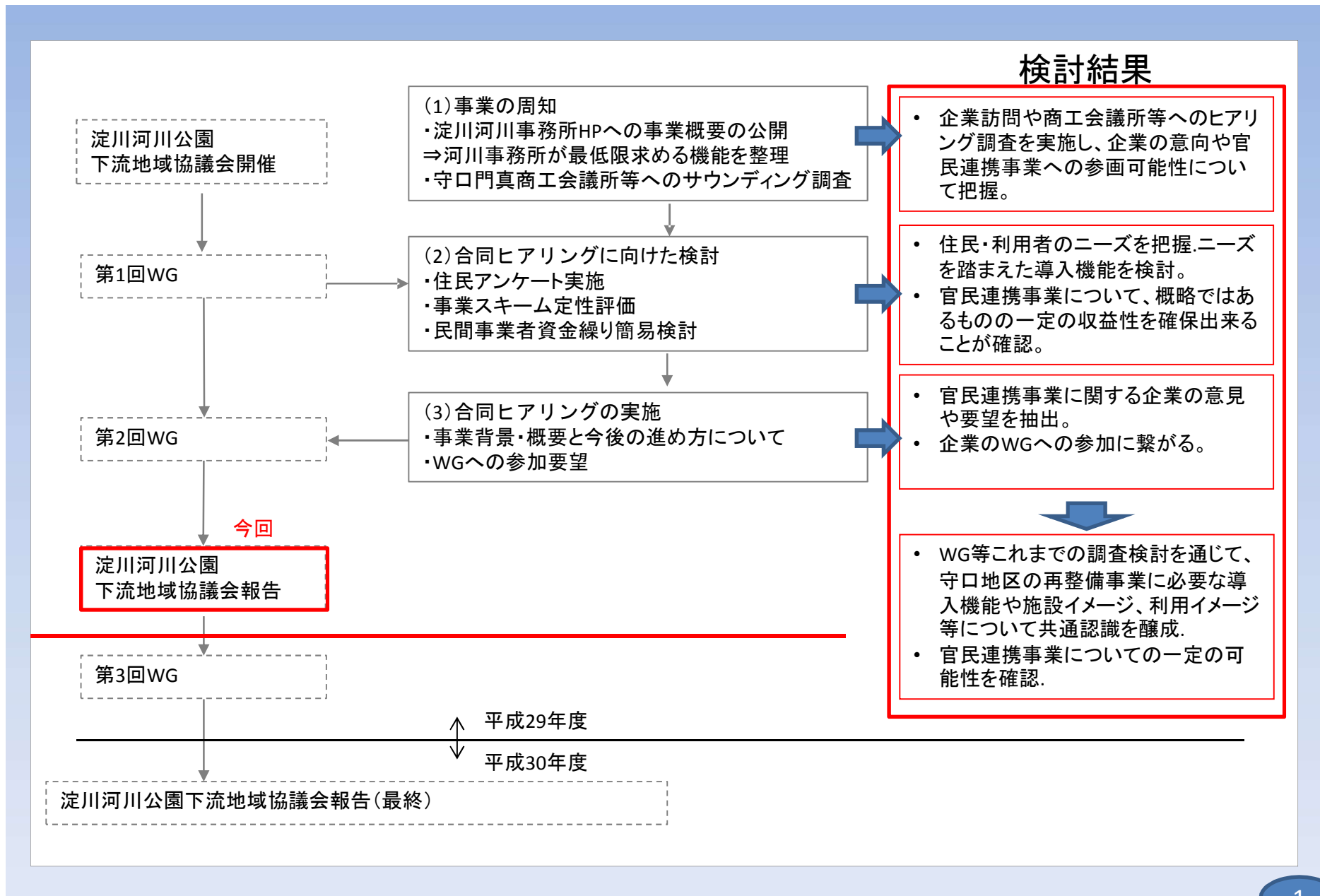


## 守口再整備

＝目次＝

- 1.守口地区の再整備について
- 2.市場調査結果・住民アンケート・WGによる機能整理
- 3.機能検討過程
- 4.導入可能性調査結果の報告
- 5.まとめ
- 6.今後の進め方

# 1. 守口地区の再整備について (現在の進捗概要)





# 1. 守口地区の再整備について（第1回下流域地域協議会の振り返り（質疑対応））

## 第1回下流域地域協議会（2017/08/29）

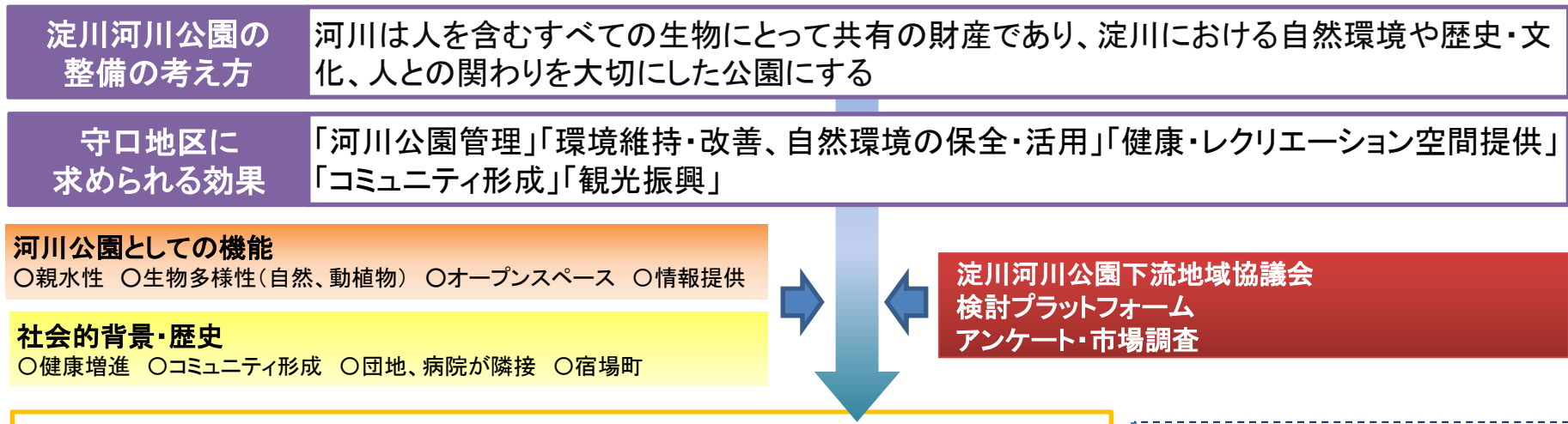
	指摘事項・主な意見等	対応・検討内容	主な対応頁
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の整備と一体的に行ってほしい。</li> <li>SC（サービスセンター）の議論か、公園利用の議論かどちらかに限ることではなく、どちらも別々に議論する必要があるのではないか。</li> <li>資料に示されている赤区域（スポーツプラザ跡地）と緑区域（淀川河川公園都市計画決定区域）は深く関連しているので、一体的に議論したらどうか。一体的に目標を定めて議論するのが参加者の望みではないか。</li> <li>守口の地域性が出るのはよいが、淀川河川公園は広いため、もっと広いエリアについて考えるべきではないか。赤区域は堤内と堤外がつながる面白い場所である。赤区域だけの機能を考えるのではなく、玄関口であることを意識した広域的なエリアを対象としてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>守口地区全体において必要とされる機能や、その中でもSCにおいて必要とされる機能等についてWGで議論を深める。（公園の利用イメージや必要と考える施設・機能の抽出を行う。）</li> <li>公園利用に関しては、守口地区と外島地区・太子橋地区の利用を一体的に考える。</li> </ul>	P.13～17
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>民活だとマネジメントは大切だが、自然ももっと考えるべき。館の中で子どもや大人が自然をテーマに五感を育てることが大事。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例として「自然を感じることのできる体験教室の開催」といったイベント等が開催できるような「スペース」を民間が運営する貸会議室等として設ける等、検討を進める。</li> </ul>	P.13～17 P.25～27
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川敷そのものの話は、下流域地域協議会で議論してきたことであり、検討事項等があれば、その都度協議会へ報告してもらわなければいけない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>守口地区再整備の件に関しては、WGの開催状況の進捗に応じて協議会を開催する。（第2回WG後に一度協議会に報告）</li> <li>その他の下流域での各種取組み等については、協議会等で情報提供を図る。</li> </ul>	P.1
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>議論に民間事業者等を入れるとあるが、いろいろな人に入ってもらうと検討する対象が分からなくなり、箱物（ハード）の検討だけになる可能性がある。下流域地域協議会でスムーズに議論したいのでよろしく願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WGには民間事業者の意見を関係者に知っていただくための会を設けて、事業性を担保するための必要機能等についても、理解いただく。</li> <li>なお、WGの結果については下流域地域協議会の場で報告する。</li> </ul>	P.7
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者、活動する人が利用しやすく、淀川の特性を活かした施設にしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WGにおいて、公園管理機能に加えて、公園の利用イメージや必要と考える施設・機能の抽出を行う。</li> </ul>	P.13～17 P.25～27
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>SC機能として具体的提案はあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WGにおいて3つの方向性（自然体験、地域振興、健康）を例として示し、現段階では「健康・自然型」として想定。公園の利用イメージや必要と考える施設・機能の抽出を行う。</li> </ul>	P.13～17 P.25～27
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>SCの建て替えの話だが、防災機能はどう考えているか。防災センターも一緒に作って欲しい。</li> <li>防災機能に関しては、舟運機能も含め考えられるのではないか。今後の検討は途中段階でこの協議会に報告いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災機能や舟運機能（非常時の物揚場等）としての機能は、今後のWGで検討していく。</li> </ul>	P.17 P.27、28

# 1. 守口地区の再整備について（第1回下流域地域協議会の振り返り（地区に求められる役割））

- 社会資本としての都市公園は多様な機能を有しており、河川公園管理とその他9つの効果に分類される。（「都市公園のストック効果向上に向けた手引き（平成28年5月国交省）」参照）
- 守口地区に必要な効果について、淀川河川公園が関連する計画や現況特性から整理すると、「**河川公園管理**」「**環境維持・改善、自然環境の保全・活用**」「**健康・レクリエーション空間提供**」「**コミュニティ形成**」「**観光振興**」効果が求められていると考えられる。

ストック効果	淀川河川公園における役割		計画や現況特性からの必要性
河川公園管理	○河川公園の中心的な施設としての機能	◎	・従来のサービスセンターとして必要な効果、機能
	○河川レンジャー活動拠点		
	○淀川河川公園の情報発信機能		
環境維持・改善 自然環境の保全・活用	○都市部の生物多様性向上機能 ○都市部における環境の向上機能 ○自然とのふれあい機能	◎	・河川環境、地域の自然環境の向上として必要な機能
景観形成	○良好な景観形成による地域との調和やシンボリックな景観	○	・地区の整備において、環境との調和が必要
健康・レクリエーション空間提供	○多世代にわたる健康増進機能 ○余暇活動の場 ○憩いやすらぎの空間としての機能	◎	・地区イメージ継続 ・周辺の病院や河川公園の運動施設との機能充実を図るため必要
防災性向上	○防災倉庫としての機能 ○避難路としての機能 ○水害対応機能	○	・地域や地区を地震や水害等の災害から守るなど、地域の安全性向上として必要
文化伝承	○歴史的資源の保全・活用機能 ○文化的資源の保存・継承機能	-	・淀川では既存施設（淀川歴史資料館）がある
子育て・教育	○子育て支援機能	-	・子どもの体験学習は、河川公園管理機能で補完可能 ・保育施設は、地区内設置の必要性が不明確
コミュニティ形成	○多世代交流機能 ○地域住民、団体の交流・連携の機能	◎	・住宅地に位置すること、総合病院や小中学校等が点在していることなどから多世代交流ができる場が必要
観光振興	○地域の観光PR機能	◎	・案内機能は、河川公園管理機能で補完可能 ・イベント等のソフト対策は、河川公園管理機能で補完可能 ・守口宿や舟運など、守口の歴史を活用
	○河川の賑わいの再生・創出機能		
地域経済活性化	○イベント等の開催による地域経済を活性化機能	○	・イベント等のソフト対策は、河川公園管理機能で補完可能

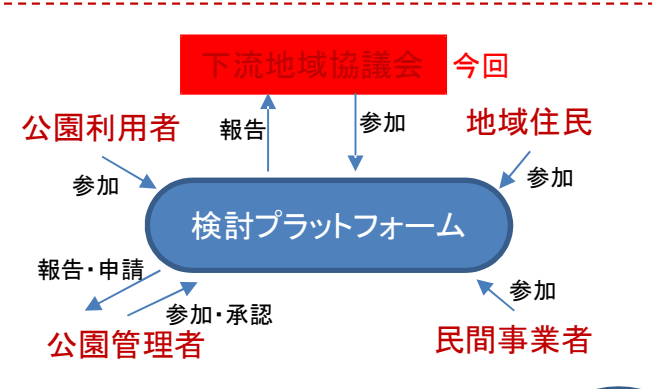
# 1. 守口地区の再整備について（第1回下流域地域協議会の振り返り（地区の整備イメージ））



- 守口地区の再整備に関する導入機能(案)**  
 求められる効果を具体的な導入機能(案)として整理しなおすと、以下6つのキーワードが抽出できる。
- 公園管理：公園として最低限必要な機能、ビジターセンター  
 (管理運営、情報提供、レンジャーの活動拠点など)
  - 自然とのふれあい：都市部であるが日常的に自然を身近に感じ、ふれあえる場
  - 教育・研究：環境維持・改善に向けた啓発、知識習得の場
  - 憩い・交流：住宅地に位置する公園としてより多くの人々が憩い、交流できる賑わいの場
  - 健康・レクリエーション：広域的な河川公園としてより多様な体験や活動に利用できる場
  - 観光：守口宿や舟運等の守口の歴史を通して守口らしさを感じる場

- 【もの】の提供  
 ・会議室 ・軽食、カフェ ・資料室 など
- 【こと】の提供  
 ・イベント、プログラム ・セミナー  
 ・自然環境の知識 など
- 【守口らしさ】の提供  
 ・宿場町の雰囲気 ・多世代交流 など

- 【組織の役割について】**
- 淀川河川公園下流域協議会**
- ・ 淀川河川公園基本計画(平成20年8月改定)に基づき設置されている組織
  - ・ 全4ブロック(上流、中流左岸、中流右岸、下流)に分かれ、地区ごとの特性に応じた協議が進められる
  - ・ なお、上位組織として地域協議会の代表者が出席する「全体協議会」がある
- 検討プラットフォーム**
- ・ 守口サービスセンターを核とした、守口地区周辺の利活用促進に向けた検討組織
  - ・ 公園管理者、公園利用者(下流域協議会メンバー含む)、運営者となり得る民間企業などが参加する「WG(ワーキング)」を開催し、管理運営等に関する話し合いを行う



## 2. 市場調査結果・住民アンケート・WGによる機能整理

### 第1回下流域地域協議会以降の検討内容の紹介

これまでに、守口地区再整備に求められる機能等の把握のために、意見等収集の場として以下の会議等を実施している。意見等収集の流れは以下のとおりである。

- ・下流域地域協議会
- ・守口地区再整備ワーキング(WG)
- ・民間ヒアリング
- ・合同ヒアリング
- ・WEBアンケート
- ・住民アンケート

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
下流域地域協議会		報告						報告
WG						反映		
民間ヒアリング	参加							
合同ヒアリング								
WEBアンケート								
住民アンケート								

## 2. 市場調査結果・住民アンケート・WGによる機能整理

### ①第1回WG結果概要

#### 【WGの目的】

淀川河川公園守口地区に求められる機能や役割、利用イメージ等について、より利用者ニーズに合った施設整備や、持続可能な運営等に役立てるため、公園管理者や公園利用者、地元自治体を交えて意見交換を実施した。

#### 【第1回WG】

・平成29年10月6日(金)

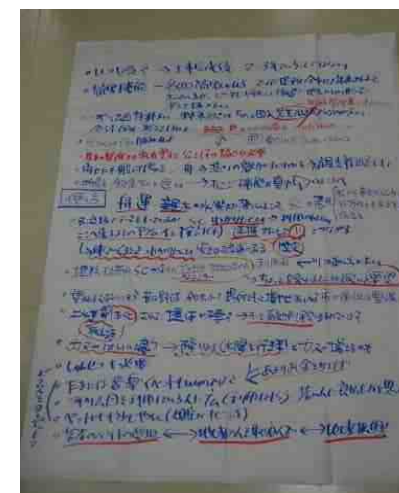
14:00～16:00

#### 【参加メンバー】

- ・公園管理者: 淀川河川事務所
- ・公園利用者: 守口市北十番連合町会会長  
守口門真商工会議所
- ・地元自治体: 守口市 都市整備部 公園課課長

#### 【主な意見】

- ✓ これまでのサービスセンターの位置で飲食や物販機能を配置することは、淀川から離れており不便。
- ✓ ジョギングや散策等の河川利用者用として、堤防天端付近にトイレやシャワー、軽い飲食施設があれば利用者が多いと考える。
- ✓ 再整備にあたっては、駐車場からの収益を建設費に充当する等の仕組みも考えられる。
- ✓ 水際部に船着場等を整備し、舟運機能や親水空間と一体となった公園整備が望ましい。
- ✓ 駅等から河川公園までのわかりやすいルート標示があると良い。
- ✓ 場所の持つ特性を考えながら、公益機能と付加機能のバランスを持たせた機能配置で検討を進める。



## 2. 市場調査結果・住民アンケート・WGによる機能整理

### ②第2回WG結果概要

#### 【WGの目的】

市場調査やアンケート等の結果も踏まえた機能の見直しについて、第1回WGでの参加メンバーに加え、企業等も交えて意見交換を行った。また、官民連携事業の可能性や付加機能を含む施設の配置等について確認した。

#### 【第2回WG】

・平成30年1月12日(金)  
10:00～12:10

#### 【参加メンバー】

- ・公園管理者: 淀川河川事務所、淀川河川公園管理センター
- ・公園利用者: 守口市北十番連合町会会長
- ・地元自治体: 守口市都市整備部公園課、都市計画課、市民生活部スポーツ・青少年課、企画財政部企画課
- ・企業: リース会社、一般財団法人公園財団

#### 【主な意見】

- ✓ 建物はなるべく堤防に近づけられると良い。大きな建物は必要ないがカフェなどがあると利用者も多いのではないか。
- ✓ サービスセンターでレンタルサイクルの貸し出しを行えば、市街との連携も取れる。
- ✓ 歩道橋を撤去し、河川への視線誘導ができないか。
- ⇒ 歩道橋に接続する建物を整備しないのであれば、老朽化もあるため撤去も考えられる。
- ✓ 周辺の自販機などの売り上げも収入に含められればそれなりの収入が得られる。民間事業者の事業範囲(整備範囲と管理範囲)を明確にしてほしい。
- ⇒ 国営公園としての管理業務もあるため、民間事業者の介入については駐車場と建物の収益を対象と考えている。
- ✓ スポーツプラザ跡地を有料駐車場とする場合、公園の既存駐車場は無料であるため、そちらに流れてしまわないか。
- ✓ 別途学生に意見を聞く機会があり、機材等貸し出しのあるバーベキューがほしいという意見があった。
- ✓ 民間の収入という点では、テニスコートや野球場を利用した教室を開くことも考えられる。
- ✓ 対象地は市の中でも重要な場所であるが、主要な出入り口は階段ばかりのイメージがある。建物を建てる際は、高低差を物理的に解消する計画や誘導手法の検討など、堤防へ誘導できる仕掛けが必要と思われる。



## 2. 市場調査結果・住民アンケート・WGによる機能整理

### ③民間ヒアリング

#### 【リース会社】2017/7/27

- ・大阪府立門真スポーツセンター(東和薬品RACTABドーム、なみはやドーム)の近くにある「フレスポ門真南」や「フレスポ東大阪」と似た商圈のエリアだと認識している。
- ・商業の観点からは人口密度が高く、スーパーマーケットが成立しやすいと考えている。よって客数は商業施設の立地として十分だが、問題点として守口・門真エリアは客単価が低いことが開発の重点ポイントとしてある。
- ・国道1号線含め交通量の多い地域であるため、倉庫や事務所機能はニーズが高いと思われる。
- ・コンセプトからまずは考えていきたい。公園ということも考えれば健康や病院との連携等。特に地域で何が必要とされているかはつかむ必要がある。
- ・松下記念病院、大阪国際大学(スポーツの学科)と連携していけると面白い施設になると考える。
- ・淀川河川公園との一体感が乏しく、公園施設として利用している人が少ないと思う。利用者の多い河川敷側の公園との一体感を出していきたい。
- ・駐車場側で何かできると淀川河川公園との一体感が生まれる。駐車場側で検討できると良い。
- ・魅力施設を建てることで公園の印象が変わると考える。
- ・公園の魅力向上に対して都市公園法などの規制がハードルになっている。
- ・公園利用者だけでは店舗が成立せず、道路から見える位置に建てるなど、施設の認知度向上が求められる。

#### 【スポーツメーカー】2017/11/9

- ・スポーツ振興に関していえば業界の中では後発。しかし積極的に実施していきたい。
- ・ランニングコースを設置したり、地元の人たちが使う施設が良いと思う。地元の方の生活パターンに組み込めることが重要。
- ・地域のコミュニティスペースなど、そこにいかないとないもの等。
- ・他には屋内型スポーツや体力測定が可能な施設等。
- ・指定管理者方式は古い考えと捉えている。指定管理料は上がる要素がないうえ、利用者はサービス水準が上昇すると考えていることが、運営側への負担と剥離につながっている。5年後には時代にそぐわない手法となると思う。指定管理者方式では良く(収支が)トントン。
- ・事業者にとってPFIの方が建物や施設の自由度は高いと感じる。
- ・場所だけでいえば事業地としては悩んでいる。河川敷からの動線や本当に(河川敷から)人が来るのかが重要。

#### 【健康関連企業】2017/10/31

- ・戦略としてお店を広げていくことを目的としているのではなく、健康づくりの一環として食堂やカフェをフランチャイズで実施。
- ・単独店(食堂)はより健康を重視する世代を顧客対象としている。
- ・コーヒー取扱店(カフェ)は単独店よりも緩い規程でFC契約可能。食堂ではお客様の層が限定されるが、カフェではより幅広い層の顧客獲得に向けていきたい。家電量販店やスーパーなどでもFC可能。
- ・併設ショップ型(コラボ店)は既存店舗の併設店として実施するもの。新潟県長岡市の事例では市の健康まちづくりの一環として市所有の建物への指定管理の併設店舗としてノウハウを提供。丁度1年程度が経過した。併設ショップ型は今後5年で30店舗ほどを見込んでいる。異業種とのコラボを期待しており、富山市総合体育館ではPFI(3年間の補助金)でFCを実施。
- ・店舗の出店に関しては、集客性の有無と周辺の顧客層が合致するかどうかを重視する。健康に気を遣う層は高齢者が多い。
- ・その他の事項としては最寄駅からの距離や最寄駅の乗降客数など。
- ・個人的な意見として、公園内という条件では資金回収が難しいと感じる。
- ・フランチャイザーであり、フランチャイジーでないため、テナントとして参加はできない。

## 2. 市場調査結果・住民アンケート・WGによる機能整理

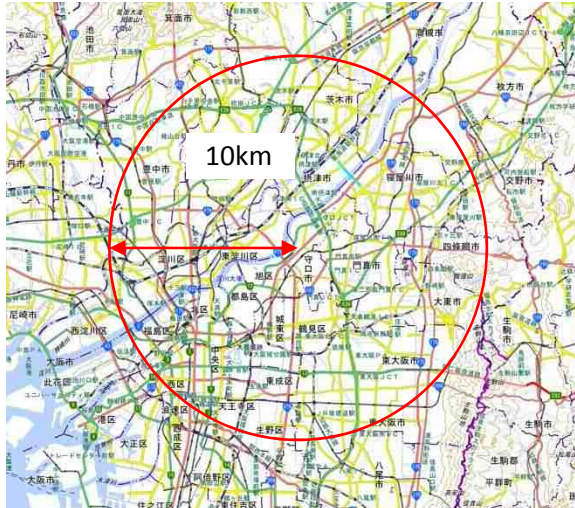
### ④アンケート

現状の守口地区とその周辺の利用状況を把握するとともに、公園利用者のニーズを把握するためにアンケートを実施した。

#### (1)WEBアンケート

- ・周辺住民だけでなく、淀川河川公園を利用する広いエリアを対象にした利用実態の把握。
- ・周辺自治体の利用者を母数とした公園機能やニーズの把握。
- ・公園利用実態調査では、利用者の9割が10km以内から訪れる結果が出ているため、サービスセンターを中心とした半径10km圏内を対象とする。


対象自治体		回答者数(N=1,384)
大阪市都島区	豊中市	
大阪市福島区	吹田市	
大阪市西区	高槻市	
大阪市天王寺区	守口市	
大阪市西淀川区	枚方市	
大阪市東淀川区	茨木市	
大阪市東成区	寝屋川市	
大阪市生野区	大東市	
大阪市旭区	門真市	
大阪市城東区	摂津市	
大阪市淀川区	東大阪市	
大阪市鶴見区	四條畷市	
大阪市北区	交野市	
大阪市中央区	尼崎市	



#### (2)周辺住民アンケート

- ・地域の拠点としてどのような利用実態であったか把握するため、近傍の住民に対しアンケートを実施。
- ・周辺住民からみた必要な公園機能やニーズの把握。
- ・近隣公園の誘致距離が500mであることを参考に、サービスセンターを中心とした半径500m圏内を対象とする。

対象の町丁字	回答者数(N=754)
下島町	
外島町	
新橋寺町	
桃町	
梅町	
八雲西町1丁目(一部)	
北斗町	
日光町	
矢島町	





## 2. 市場調査結果・住民アンケート・WGによる機能整理

### ④アンケート

#### WEBアンケート

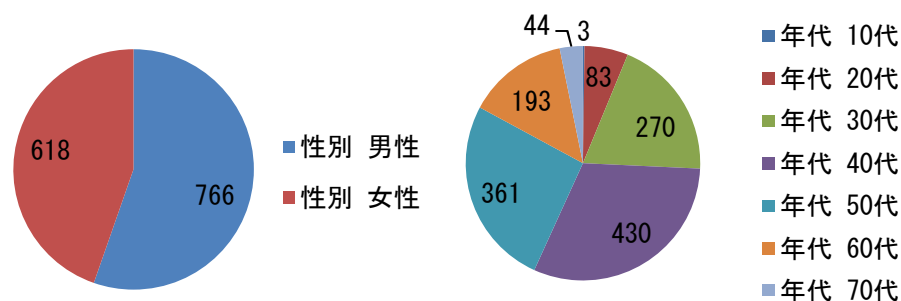
【調査対象】周辺市町村

(守口サービスセンターを中心とした半径10km圏(左右岸区別なし))

【回答者数】N=1384

【調査方法】

- ・該当範囲内の楽天リサーチ登録者へアンケートを配信
- ・返信された回答のうち各市町村先着50名を有効回答とした



#### 住民アンケート

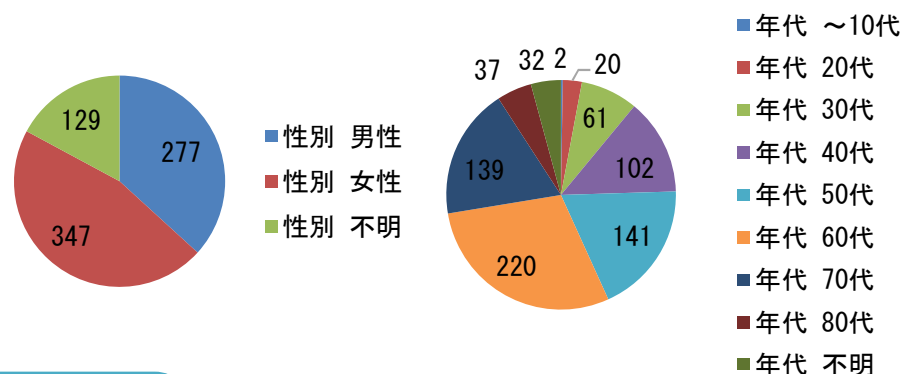
【調査対象】周辺住民

(守口サービスセンターを中心とした半径500m圏+α)

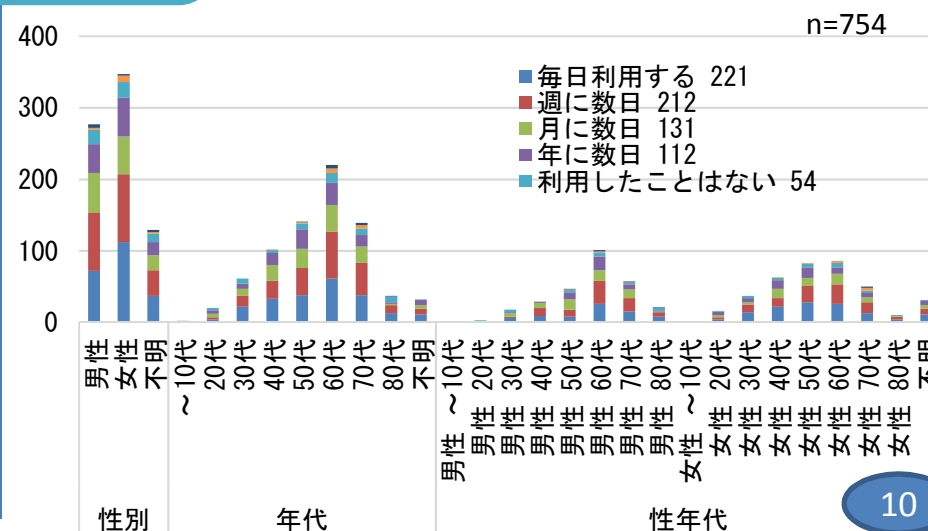
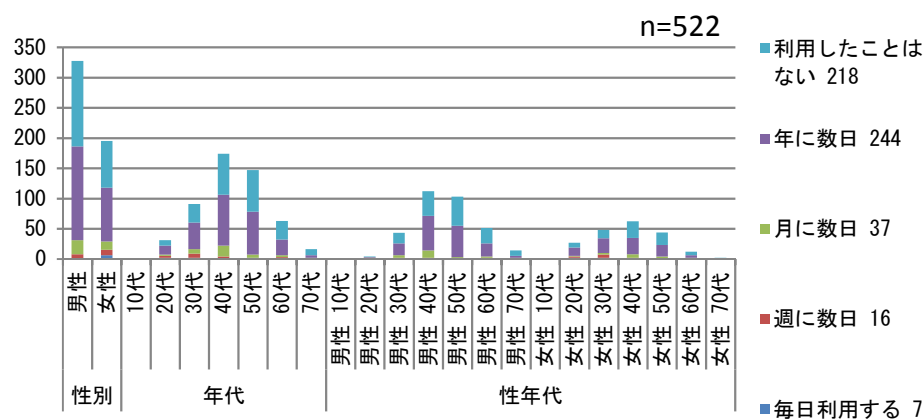
【回答者数】N=754

【調査方法】

- ・該当範囲内の各戸へアンケート用紙をポスティング
- ・投函締切日から1週間後までに返信のあった回答を有効回答とした



### 利用頻度



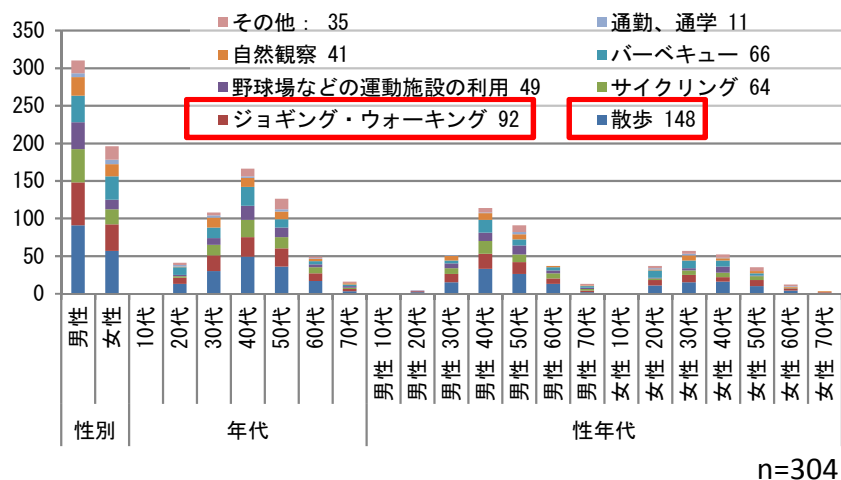
※n=522は「淀川河川公園守口地区・太子橋地区・外島地区を知っていますか」の設問に「はい」と回答した人数

## 2. 市場調査結果・住民アンケート・WGによる機能整理

### ④アンケート

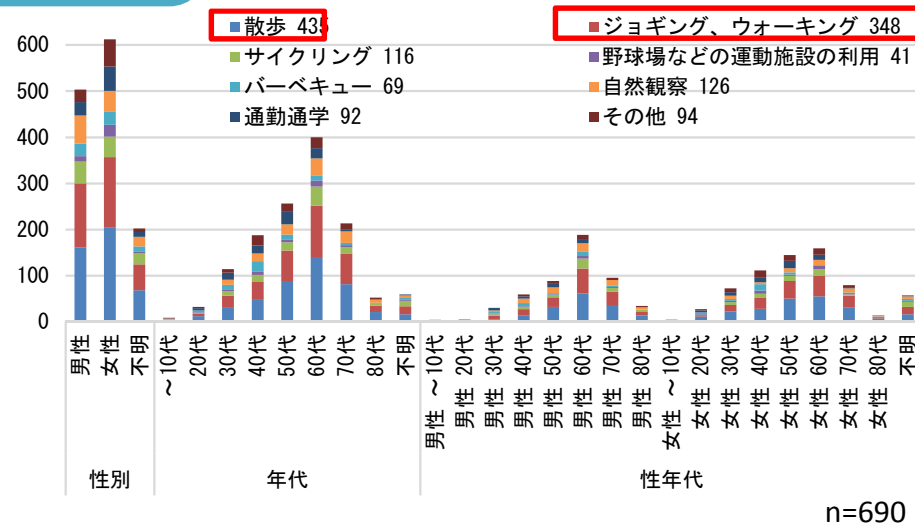
#### WEBアンケート

【調査対象】周辺市町村(半径10km圏) 【回答者数】N=1384

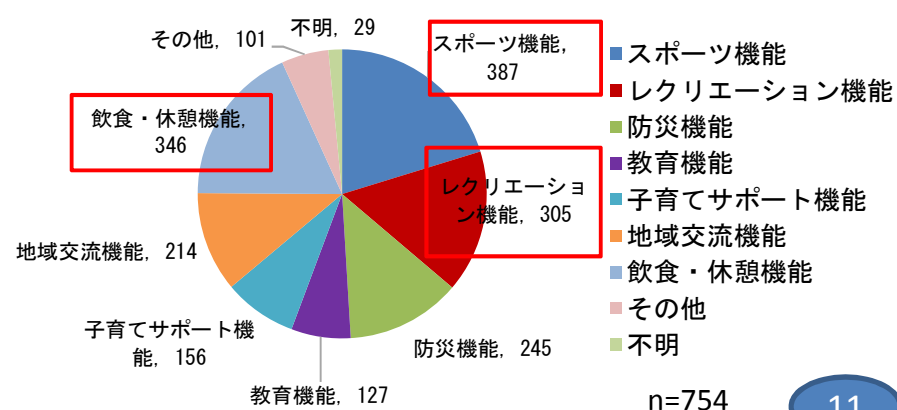
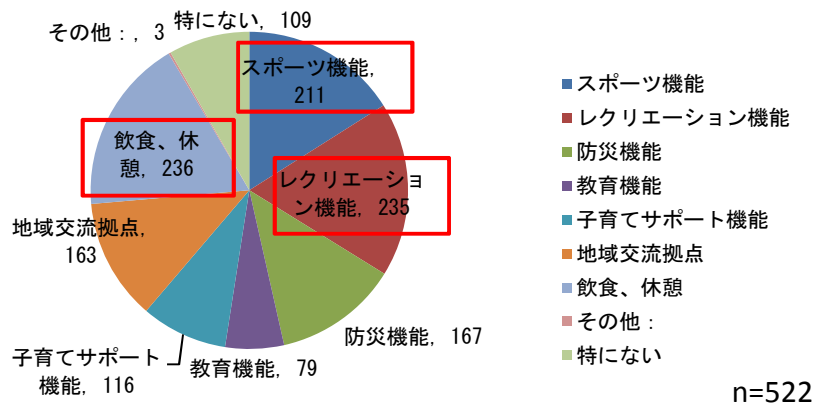


#### 住民アンケート

【調査対象】周辺住民(半径500m圏) 【回答者数】N=754



#### あるとよい機能(複数回答)



## 2. 市場調査結果・住民アンケート・WGによる機能整理

### ⑤ 合同企業ヒアリング

#### 【合同ヒアリングの目的】

公園の運営管理実績のある民間事業者に対し、今後開催されるWGへの参加意向を確認するとともに、これまでの活動から抽出した機能や住民アンケート結果の紹介、想定する事業スキームの紹介を行った。

#### 【合同ヒアリング】

・平成29年12月4日(月)  
14:30～16:30

#### 【参加メンバー】

・公園管理者: 淀川河川事務所  
・民間事業者(リース会社)  
・一般財団法人公園財団

#### 【主な議題・内容】

- ・現地調査
- ・守口地区の再整備イメージ、機能について
- ・住民アンケート結果の報告
- ・官民連携手法の紹介
- ・意見交換

#### 【主な意見】

- ✓ 舟運の話もあるようだが、船着き場などの整備は考えているのか。建物は建てられるのか。  
⇒ 堤防内には箱物をつくることはできない。整備といっても、船が横付けできる棧橋等簡易的なものになる。
- ⇒ 水辺の整備は河川事業との調整が必要。
- ✓ 中之島では規制緩和がされていたりするが、考え方は違うのか。  
⇒ 淀川の場合、台風時などに高水敷は水に浸かってしまうため、中之島のような利用は難しい。
- ✓ 公園全体の面積の捉え方によっては建ぺい率の分母が変わるため、駐車場の立体化も考えられる。
- ✓ 事業スキームは資料にあるどちらか(PFIまたはP-PFI)に限定しているのか。ミックスする考えはあるか。  
スキームとしてはミックスの考えの方が上手くいく印象がある。
- ✓ WGで整備内容に関する意見が出ているが、法律的に不可なものはあるか。  
⇒ 整備の考え方としては、淀川河川公園の基本理念に沿わないものは原則不可。
- ✓ 長期的な民間運営は経験がないため、何が課題となるかはわからない。
- ✓ 守口地区は他の国営公園よりも自由度が高いと思う。
- ✓ PFI手法で20年間サブリースでテナント貸しというのはなかなか難しい。このあたりの調整ができれば可能性もあるのではないか。
- ✓ 事業規模が小さい場合、SPC組成のハードルが高い。



都市公園法の建ぺい率:  
公園全体の2%  
公募設置管理許可制度の最大建ぺい率:  
公園全体で上記にプラス10%

### 3. 機能検討過程

#### 官民連携の必要性について

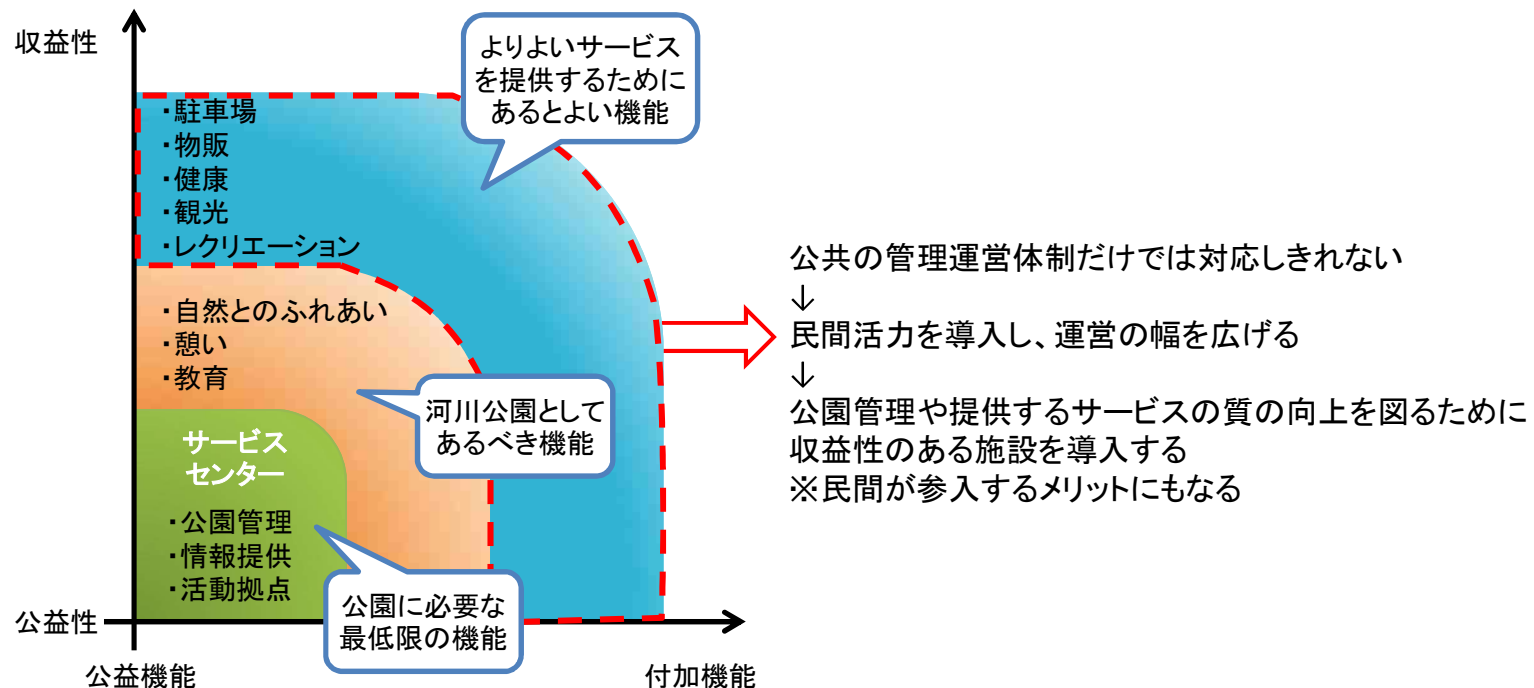
- これまでの公園運営では、河川公園としての適切な環境維持や安全に利用できる管理が主に必要とされてきた。
- 一方で守口地区に必要なストック効果として「健康・レクリエーション空間提供」「コミュニティ形成」「観光振興」などが考えられることから、公園の魅力向上させる重要性が高まっている。
- 魅力向上させるには、公園利用における付加価値が必要となるため、民間事業者の優れたアイデアやノウハウを取り入れ、より質の高い公園運営を目指すこととする。

#### ● 守口地区に必要なストック効果

「河川公園管理」「環境維持・改善、自然環境の保全・活用」「健康・レクリエーション空間提供」「コミュニティ形成」「観光振興」

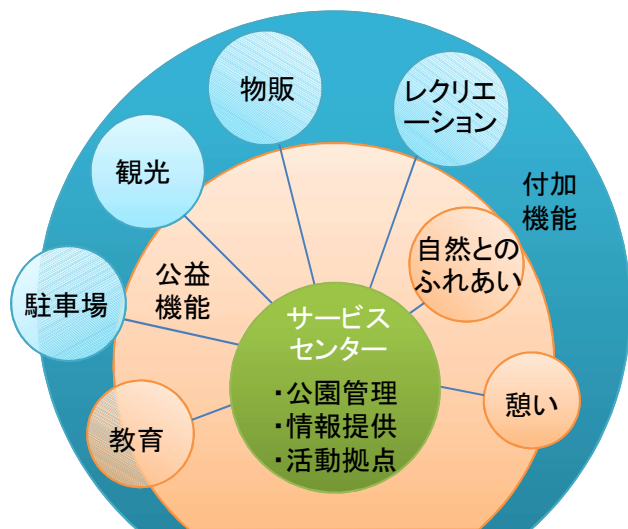
● 利用者ニーズから必要とされる機能 スポーツ、レクリエーション、飲食、物販、舟運

● 具体的な施設 トイレ、シャワー室、駐車場、文化施設(図書館、音楽ホール、市民センター等)など



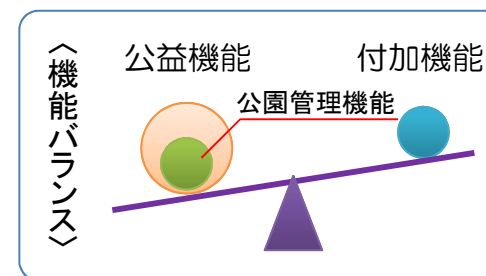
【守口地区に必要な機能の考え方】

### 3. 機能検討過程



#### 機能配分例1: 自然体験型

自然体験を主軸とした利用イメージです。  
 淀川は都市部で身近に自然を感じることができる空間です。その自然を活かした各種自然体験や活動等を行うことで、自然環境のさらなる保全と活用に繋がります。



教育(研修室)



カヌー教室



釣り体験



自然とのふれあい(バードウォッチング)

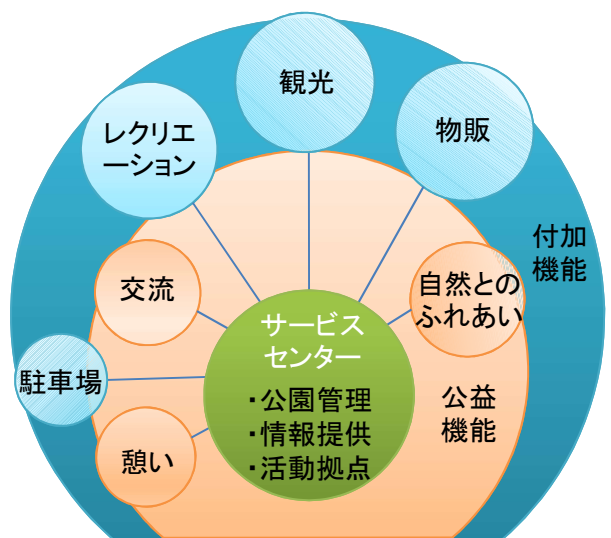


憩い(河川空間でのくつろぎ)



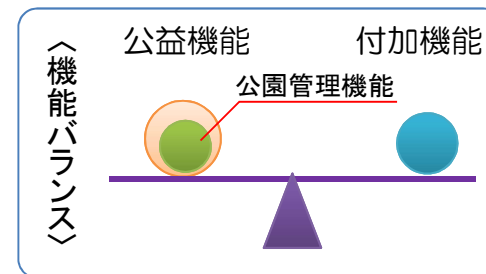
アウトドアショップ

### 3. 機能検討過程



#### 機能配分例2: 地域振興型

地域振興を主軸とした利用イメージです。  
 淀川が有する河川環境や歴史文化等の資源を活用し、淀川や周辺地域とを繋ぐ回遊性向上や地域の交流促進等を通じて、地域振興につなげます。



フリーマーケット



観光(まちあるき・舟運イベント等の拠点)



交流(音楽祭)

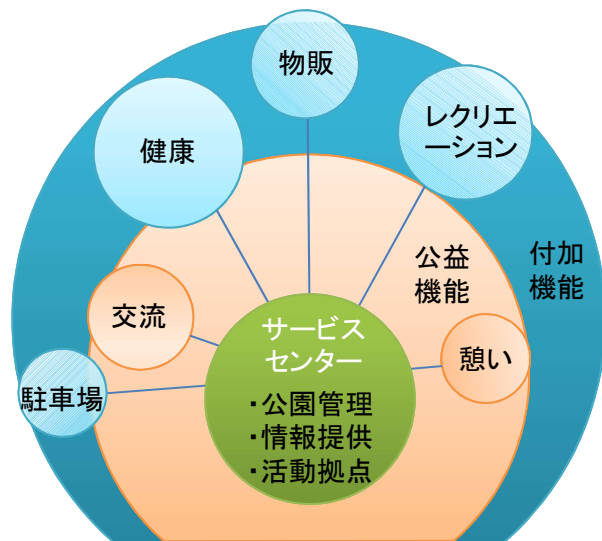


地産品等の物販(守口大根等)



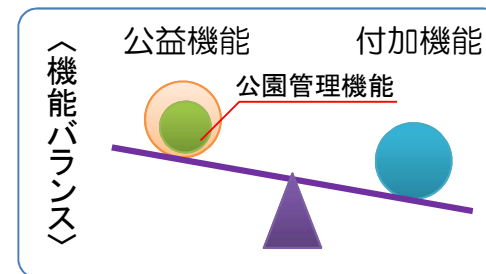
憩い(軽食・休憩所)

### 3. 機能検討過程



#### 機能配分例3：健康型

健康を主軸とした利用イメージです。  
 淀川の広い河川敷を活用した運動やレクリエーション等の健康づくり、自然環境を利用した癒しや休息等に役立つプログラムへの参加を通じて、スポーツ振興、子育て支援等の健康・福祉面につなげます。



健康(軽運動等の活動拠点・シャワー室)



交流(ヨガ教室)



健康(ラジオ体操・スポーツ活動等)



スポーツ系ショップ

### 3. 機能検討過程

#### ■ 第1回WGでの意見整理図



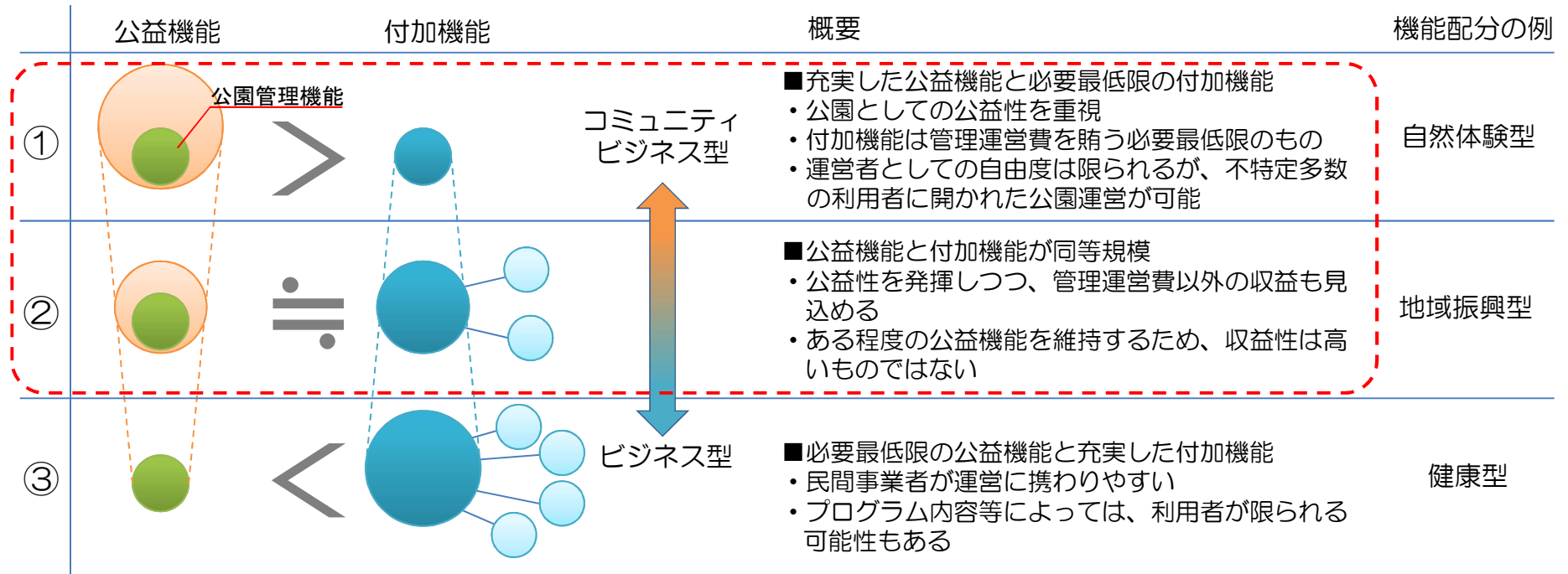
※水辺の利用については河川事業と要調整



## 4. 導入可能性調査結果の報告

### ①導入可能性調査の実施概要

事業の効率性(VFM ※1)を求めすぎると民間事業者の収益性が悪化するため、民間事業者の収益性と事業の効率性がバランスする条件を、施設整備段階から事業期間終了まで財務面から簡易的に試算するため、導入可能性調査を実施した。

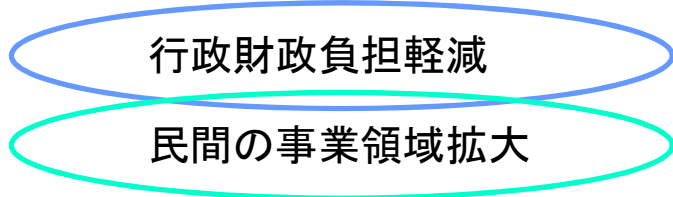


公益機能に加えて、一定の付加機能も持たせるために、官民連携手法による導入可能性調査を実施。

# 4. 導入可能性調査結果の報告

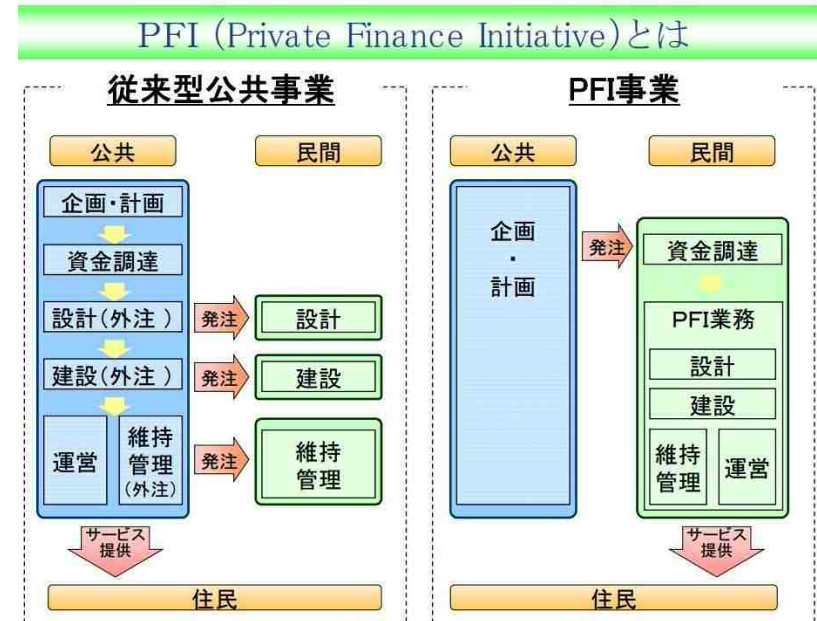
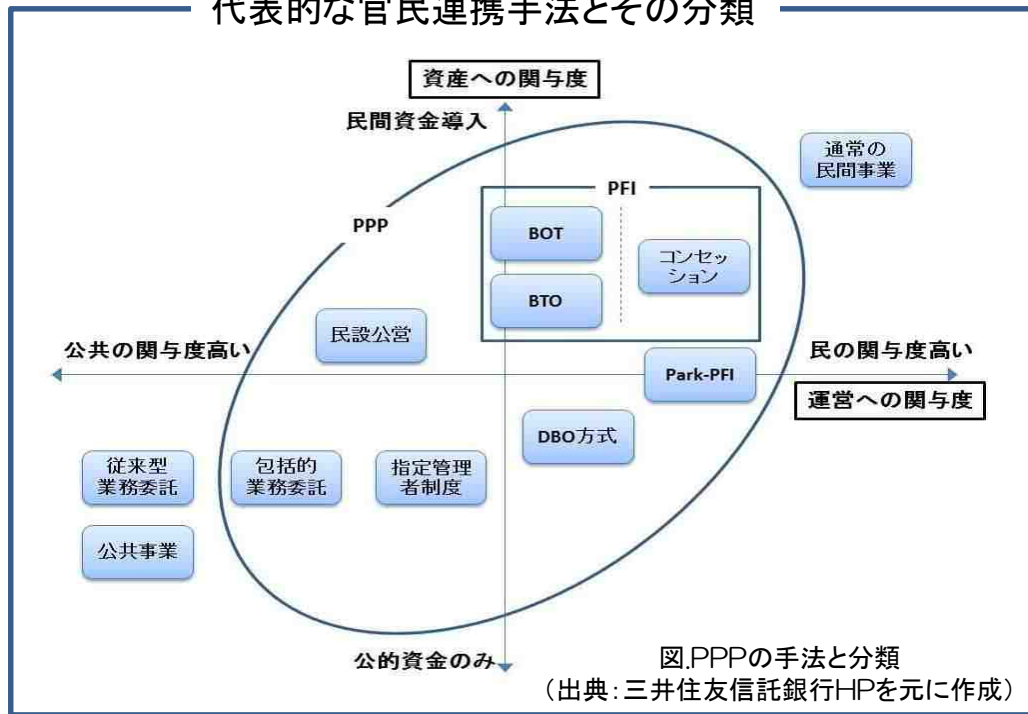
## ②導入の背景

行政における財政負担の低減や民間の事業領域の拡大等の背景から、社会資本整備・維持管理の手法としてPPP/PFIの活用が注目されている。



PPP ※2) : Public Private Partnership(官民連携事業)  
 PFI ※3) : Private Finance Initiative  
 ⇒PPPの1手法で民間の資金・経営能力・技術能力を活用し、公共施設等の設計・建設・更新や維持管理運営を行う公共事業の手法

代表的な官民連携手法とその分類



出典: PFI法改正法に関する説明会 資料 内閣府HP

公園に適用可能なPPPの種類は？

## 4. 導入可能性調査結果の報告

### ③官民連携手法の抽出

#### 代表的な官民連携手法

※下記の制度は必ずしも単独の制度ではなく、整備時・運営時などの時系列や場所・施設種別によっていくつかの手法を組み合わせる用いることがある。

「行政財産の貸付」「指定管理者制度」「DBO」「PFI(BTO方式)」「PFI(BOT方式)」「PFI(BOO方式)」「PFI(コンセッション方式)」「設置管理許可制度」「公募設置管理制度(P-PFI) ※4)」

#### 新たに施設を整備・運営するときに適用可能な制度

「指定管理者制度」「DBO」「PFI(BTO方式)」「PFI(BOT方式)」「PFI(BOO方式)」「設置管理許可制度」「公募設置管理制度(P-PFI)」

#### 公園内で適用可能・適用事例が多い制度

「指定管理者制度」「PFI(BTO方式)」「PFI(BOT方式)」「設置管理許可制度」「公募設置管理制度(P-PFI)」

#### 守口地区への適用性

- ・「指定管理者制度」は公園全体での管理を一括して実施することが求められるため適用しない。
- ・「設置管理許可制度」は公園内の花壇や自販機等を対象にした制度であり、民間活力活用のため特例・要件緩和したものが「公募設置管理制度(P-PFI)」であるため適用しない。

「PFI(BTO方式)」「PFI(BOT方式)」「公募設置管理制度(P-PFI)」での実施を想定

## 4. 導入可能性調査結果の報告

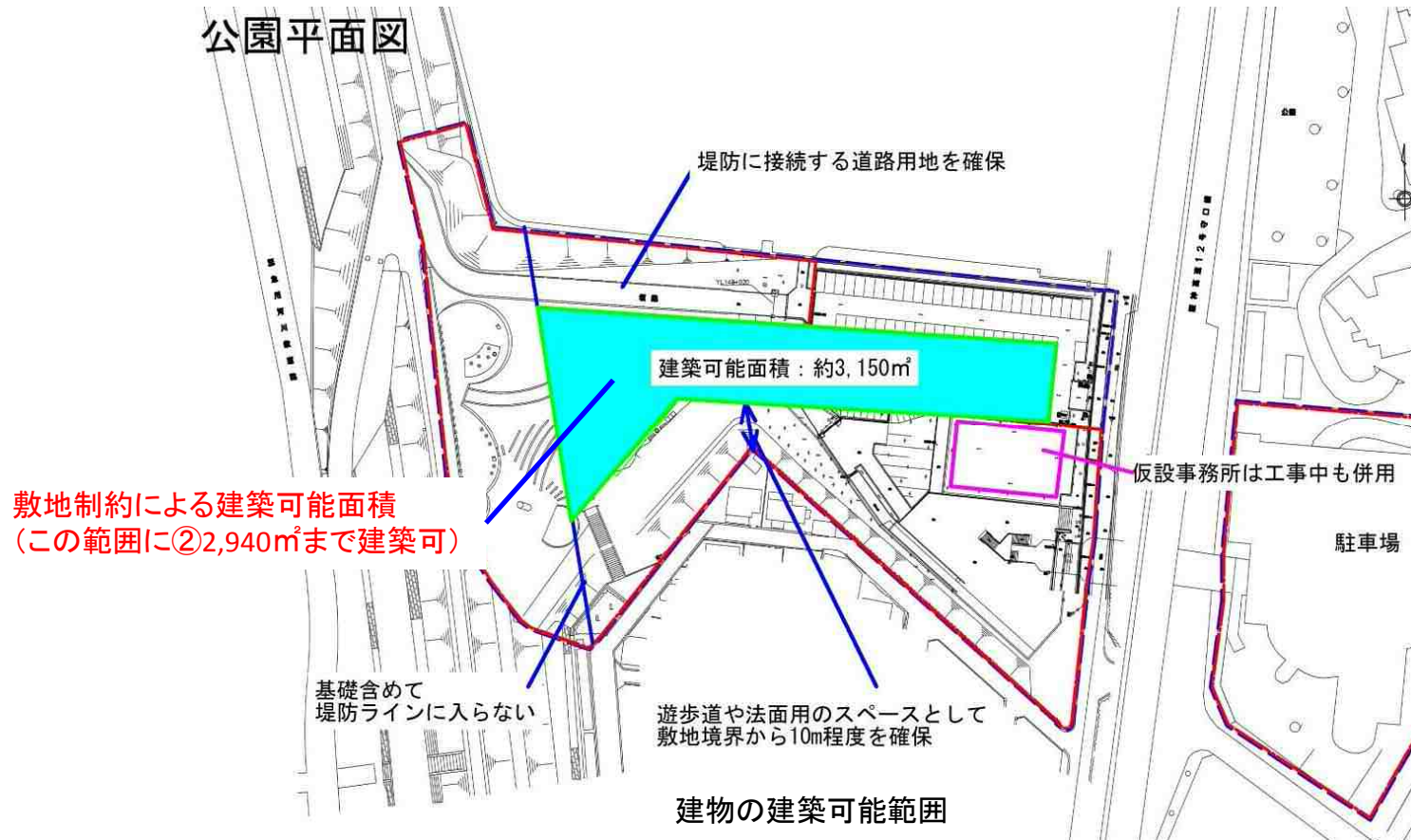
### ④収益施設の規模

建ぺい率の考え方と面積を大きな順にまとめると以下の通り。

①太子橋地区、外島地区、守口地区面積の12% ⇒ただし、休養施設や運動施設、教養施設以外の収益施設は2%(2,940㎡)以内	:17,640㎡
②都市公園法による建ぺい率2%:	:2,940㎡

ここでは建築工事中の仮設事務所との併用も考慮して、公益機能と付加機能を合わせた建築面積の最大値を「②都市公園法による建ぺい率による面積:2,940㎡」とする。

なお、河川堤防に隣接していることや敷地が複雑な形をしていることから、建築可能な面積は約3,100㎡程度と想定される。よって下記図の範囲に2,940㎡までを建築可として設定。



## 4. 導入可能性調査結果の報告

### ⑤ 公益機能の整備パターンの比較

公益機能の整備(サービスセンターや地域拠点施設等)について、公費での整備するパターン(パターン1)とPFIによる整備によるパターン(パターン2)を比較検討(下図の赤枠部分)し、官民連携事業による事業の効率化について確認。

パターン1	公益機能		付加機能
	公園管理	一般機能	
施設整備段階	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスセンター整備</li> </ul> </div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食</li> <li>・物販</li> <li>・スポーツ系 等の施設整備</li> <li>また、駐車場や花壇、園路等の公園一部整備</li> </ul>
施設運営段階	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスセンターの運営</li> </ul> </div>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域拠点施設・多目的室</li> <li>・会議室</li> <li>・各種イベント用設備</li> </ul> <p style="text-align: center;">公費による整備</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室等の貸し出し</li> <li>・各種イベントの運営</li> <li>・緑地維持管理</li> </ul> <p style="text-align: center;">国営公園維持管理業務委託</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食・物販</li> <li>・スポーツ系</li> <li>・駐車場 等の運営</li> </ul> <p style="text-align: center;">公募設置管理制度 (P-PFI)</p>
パターン2	公益機能		付加機能
	公園管理	一般機能	
施設整備段階	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスセンター整備</li> </ul> </div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食</li> <li>・物販</li> <li>・スポーツ系 等の施設整備</li> <li>また、駐車場や花壇、園路等の公園一部整備</li> </ul>
施設運営段階	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスセンターの運営</li> </ul> </div>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域拠点施設・多目的室</li> <li>・会議室</li> <li>・各種イベント用設備</li> </ul> <p style="text-align: center;">PFI(サービス購入型)による整備</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室等の貸し出し</li> <li>・各種イベントの運営</li> <li>・緑地維持管理</li> </ul> <p style="text-align: center;">国営公園維持管理業務委託</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食・物販</li> <li>・スポーツ系</li> <li>・駐車場 等の運営</li> </ul> <p style="text-align: center;">公募設置管理制度 (P-PFI)</p>

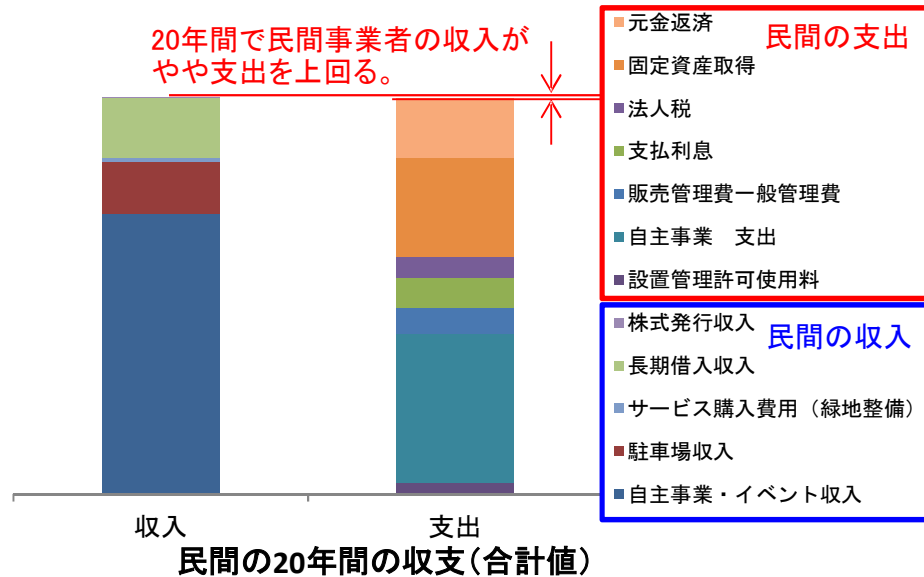
## 4. 導入可能性調査結果の報告

### ⑥公益機能の整備パターンの比較結果(収支の比較)

官民連携手法の導入可否は、民間事業者の収益性が確保できることと、通常の公共事業と比較して官民連携手法を導入した方が公共の財政負担が少なくなることの2つを満たすことが必要条件。

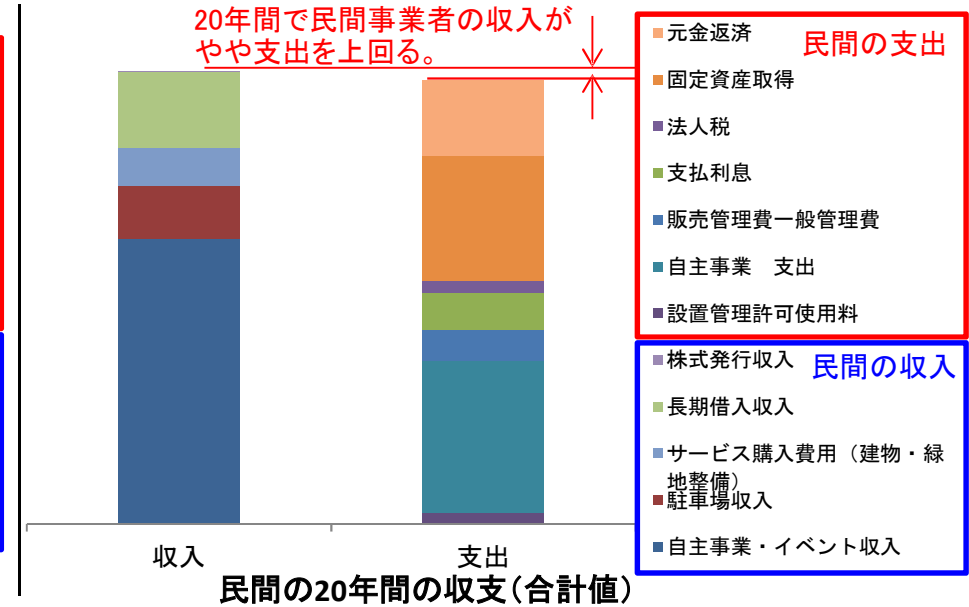
○パターン1

・公益機能(公園管理と一般機能)を公費で整備するパターン



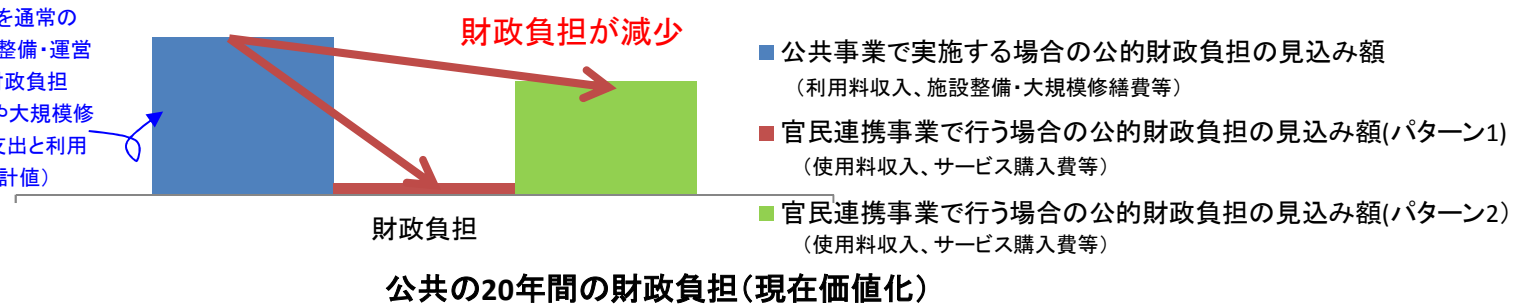
○パターン2

・公益機能(公園管理と一般機能)をPFIで整備するパターン



2パターンとも20年間の事業で民間の収支がプラスとなることを確認

全ての施設を通常の公共事業で整備・運営したときの財政負担(施設整備や大規模修繕といった支出と利用料収入の合計値)

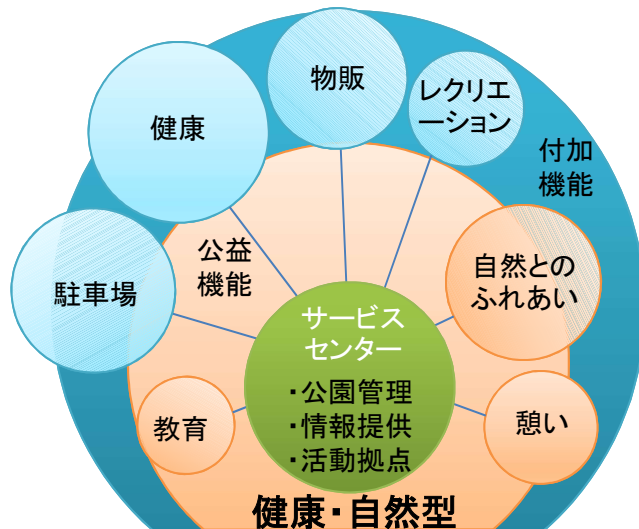
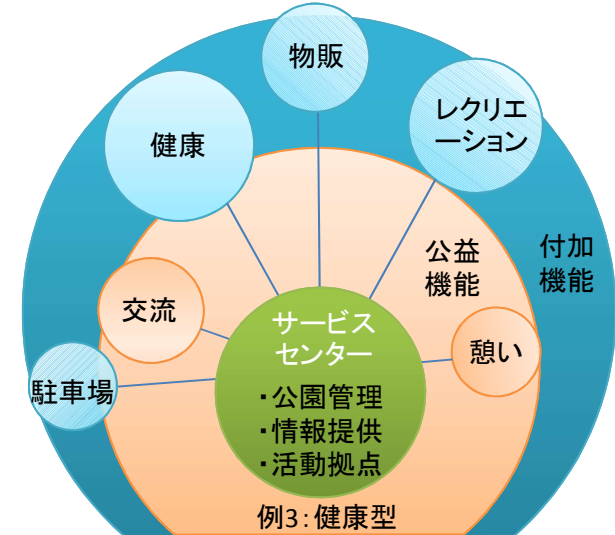
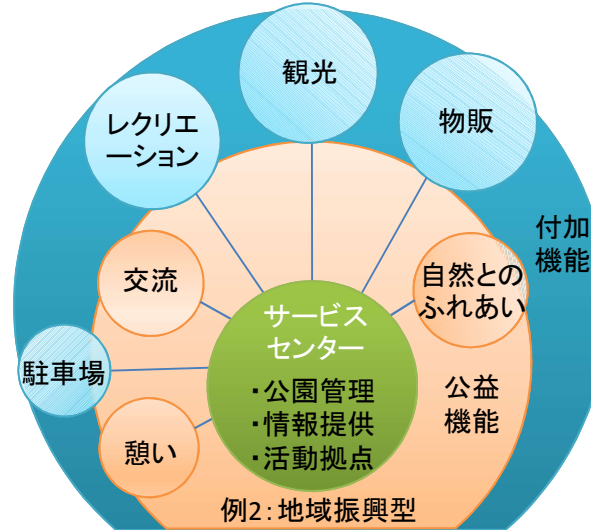
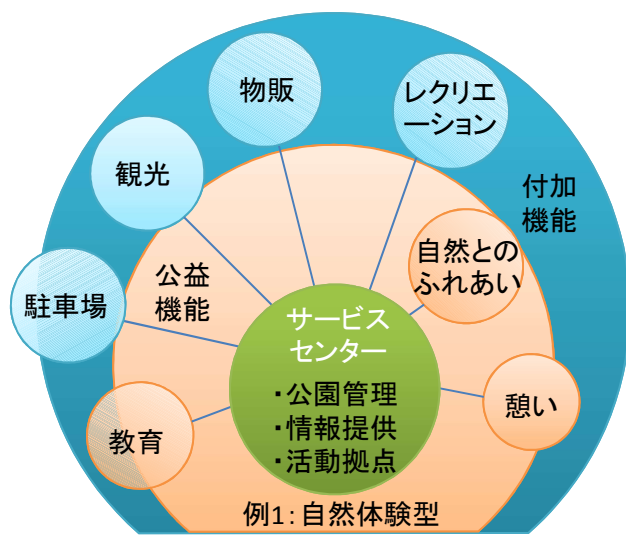


全ての施設を公共事業で整備・運営する場合と比較して2パターンとも官民連携手法を導入した方が公共の財政負担が少なくなることを確認

## 5. まとめ

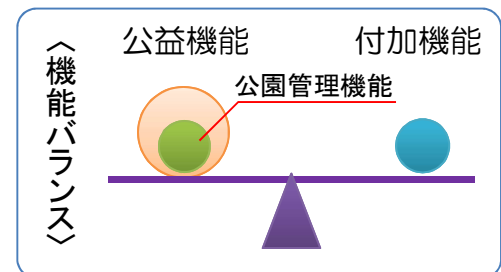
第1回のワーキングで提示した導入機能についての配分イメージ3例(「自然体験型」「地域振興型」「健康型」)の機能配分について、これまでの意見を踏まえて見直しを行う。

その結果、スポーツ・レクリエーション、物販・飲食、さらには河川敷との一体利用に資することができる「自然体験型」と「健康型」の機能をミックスする「健康・自然型」を設定する。



### 【見直しの考え方】

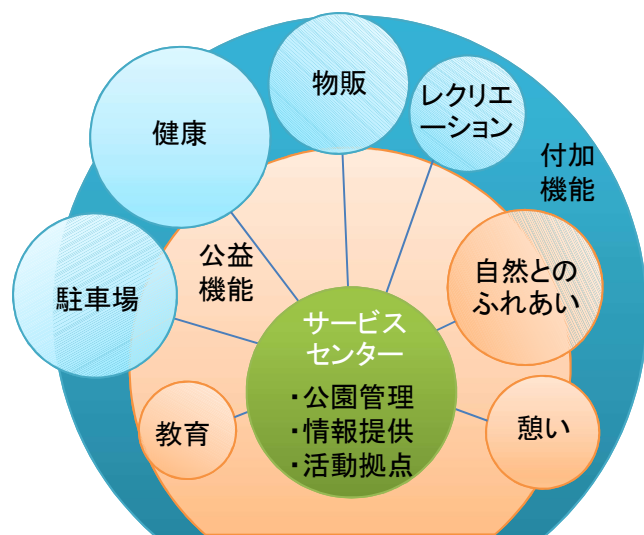
- ・自然体験プログラムや日常的な河川敷利用を通じて、淀川河川公園の活用の基本的な考え方「淀川の自然環境や淀川と人とのかかわりを次世代に引き継ぐための公園づくり」を進める
- ・近年の健康志向の高まりや高齢化社会への対応を踏まえ、日常的に軽運動に取り組める場を提供する
- ・公益機能の堅実な運営と、より充実したプログラムやサービスの提供を図るため、収益性も期待できる機能を導入し、民間事業者が参入しやすい仕組みをつくる(機能配分イメージは中間型)



## 5. まとめ

### 健康・自然型機能イメージ

- 淀川河川公園の特徴である都市部で身近に自然を感じることができる空間を活かした各種自然体験や活動の場
  - ・河川敷で川のいきもの観察会を開催
  - ・サービスセンター内の多目的室で植物などを使ったクラフト体験を開催
  - ・棧橋を整備し、枚方市等と連携した舟運の復活
- 淀川の広い河川敷を活用した運動やレクリエーション等の健康づくりやリフレッシュが日常的にできる場
  - ・ジョギングやスポーツを楽しんだ後にサービスセンター内のシャワー室で汗を流す
  - ・河川敷を見渡せるカフェで会話を楽しむ
- 民間事業者が参入することで、より充実したプログラムの提供も可能となる



機能	施設例（河川空間の施設例）	公益	付加
公園管理	管理室、トイレ	●	
情報提供	展示室、物販スペース	●	○
活動拠点	管理室、多目的室	●	
教育	展示室、多目的室、（階段護岸）	●	○
自然とのふれあい	展示室、（階段護岸、ワンド、棧橋）	●	○
憩い	カフェ、（芝生広場、休憩施設）	●	○
レクリエーション	多目的室、トレーニング室、（芝生広場、運動施設）	●	○
物販	カフェ、売店		●
健康	トレーニング室、シャワー室、（芝生広場、堤防天端）	○	●
駐車場	緑化駐車場		●

●・・・主要機能 ○・・・サブ機能



## 5. まとめ

### 健康・自然型機能イメージ

健康・自然型機能を導入した場合の具体的な活用例として以下のようなメニューが想定される。

#### 具体的な活用例

(メニュー → 実施場所)



ジョギング、ウォーキング  
→ 堤防、河川敷、シャワー室  
ストレッチ等準備運動 → トレーニング室  
筋カトレーニング  
→ トレーニング室、シャワー室  
スポーツ教室  
→ トレーニング室、運動施設、シャワー室



生涯学習教室 → 多目的室、河川敷  
マラソン大会  
→ 堤防、河川敷、シャワー室  
釣り → 河川敷、棧橋  
フリーマーケット → 河川敷



自然観察会 → 河川敷、展示室  
カヌー教室 → 河川敷  
自然を紹介する企画展 → 展示室



公園施設の運営管理 → 管理室  
イベント等情報発信 → 管理室  
舟運や各種教室の受付 → 管理室



カフェ → サービスセンター内飲食スペース  
スポーツ、アウトドア系ショップ  
→ サービスセンター内物販スペース  
守口地区をPRするグッズショップ  
→ サービスセンター内物販スペース



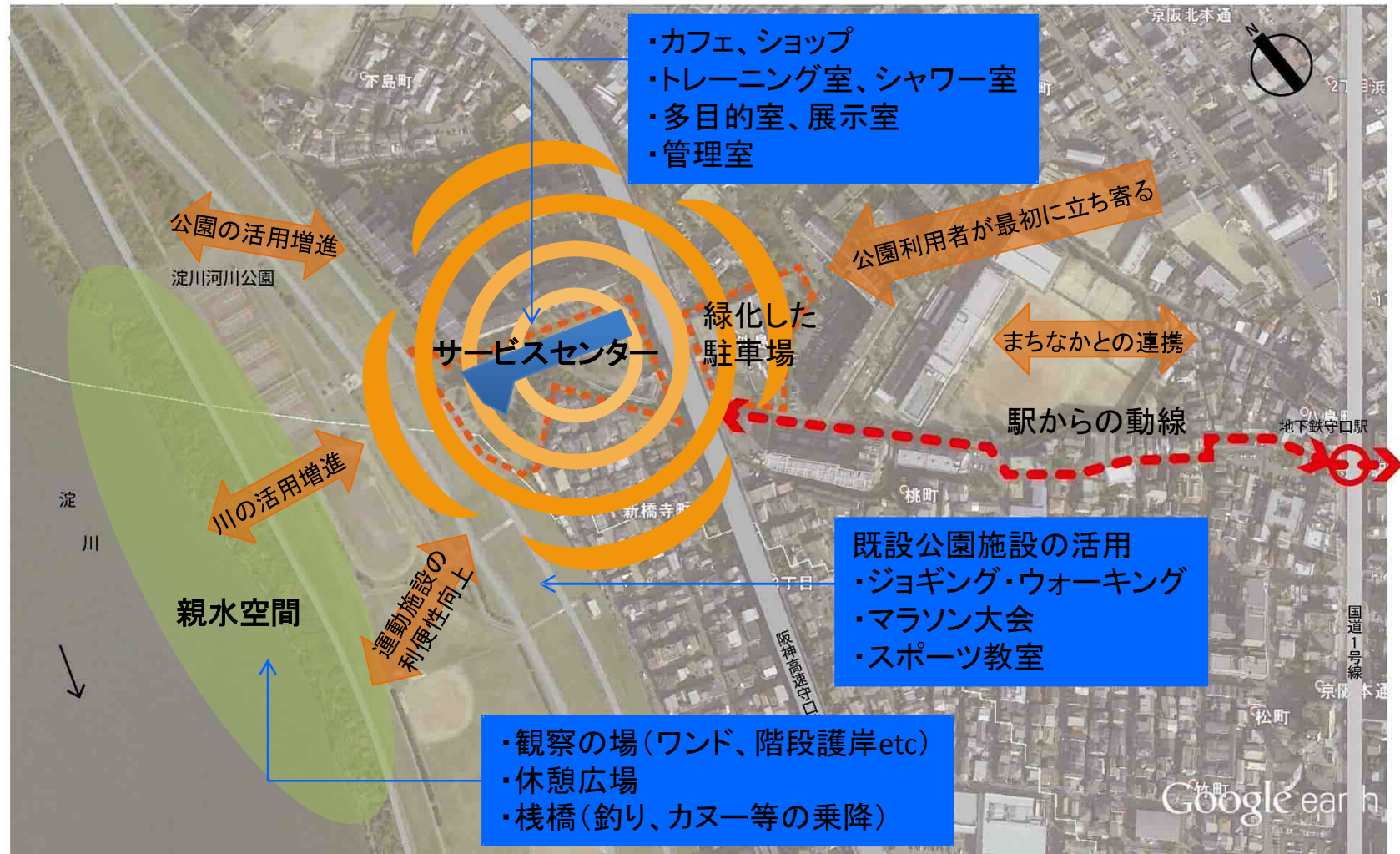
緑化された駐車場

## 5. まとめ

### ○一体化に向けた機能連携

機能配置イメージ【健康・自然型】

サービスセンターに公園利用者や地域住民の「健康・自然」に関する活動拠点として、また、親水空間とまちなかとを結ぶ結節点としての機能を持たせる。

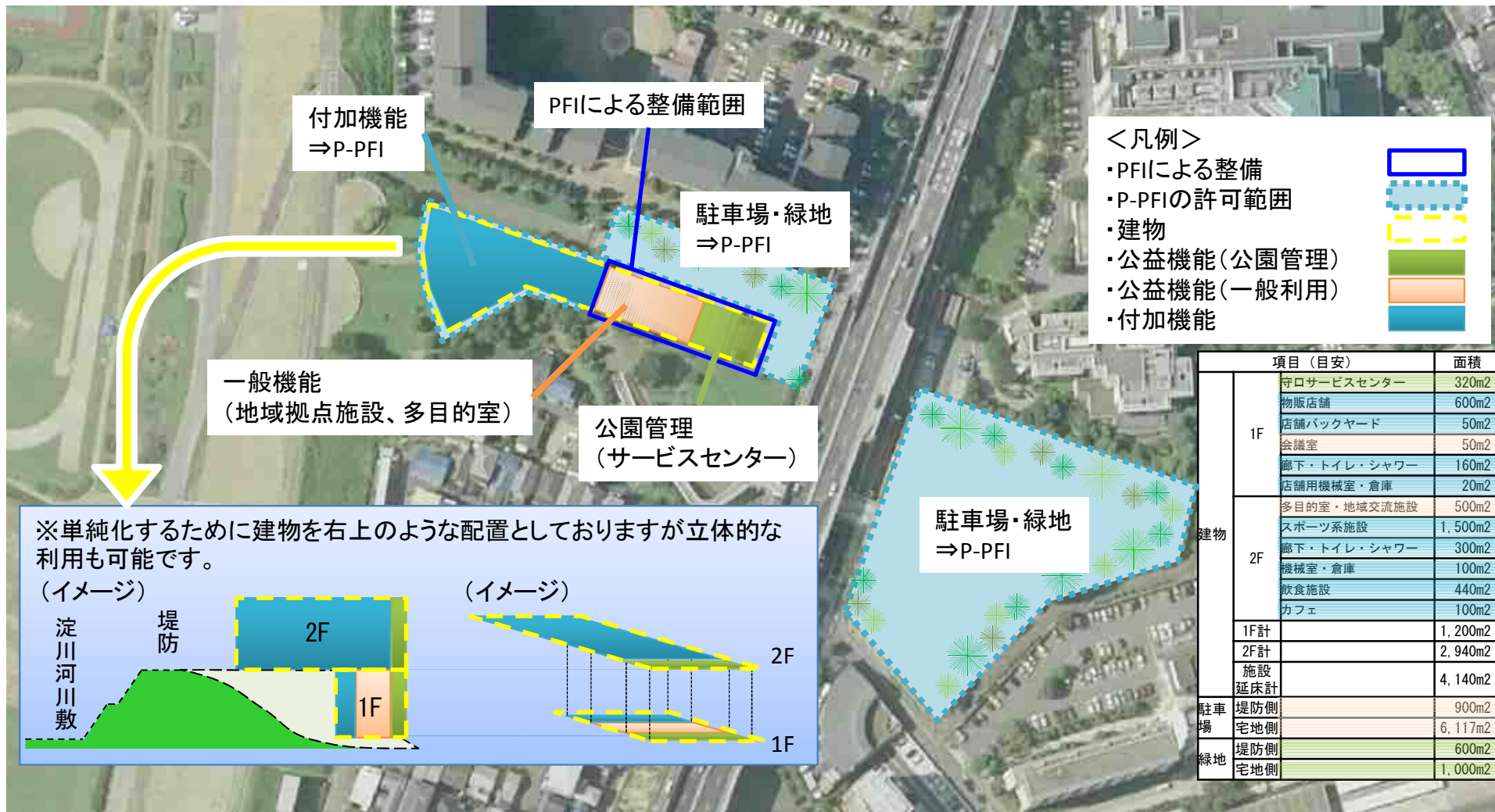


## 5. まとめ

### ○公益機能の整備 パターン2(公益機能をPFIにより整備)のケースについて例示

配置と事業手法導入の考え方

- ・PFIによる整備: サービスセンター、一般機能(地域拠点施設、多目的室等)
- ・P-PFI: 建物(付加機能)・駐車場・緑地・建物に付随する外構や園路等を、民間事業者の整備で実施  
緑地整備費用は公園管理者が負担



上図の配置や機能は案として提示させていただいているものであり、今後の検討によって変更となる可能性があります。

## 6. 今後の進め方

### ○今後の予定

名称	実施時期	議題等
第3回WG	2月下旬	・再整備計画の立案 ・意見交換内容のとりまとめ ・再整備計画立案に向けた導入機能等の合意形成
下流地域協議会への報告	次年度以降	

### ○今後の主な検討内容

#### ①再整備計画の立案

- ・WG等で出た意見のとりまとめと、導入機能への公益機能・付加機能の反映。
- ・整備計画平面図、機能配置図の策定
- ・事業スキームの決定(平成30年度以降)

#### ②官民連携の具体化

##### 1) 官民連携スキームの比較検討

機能面や事業の特性から官民連携スキームを2~3パターンまで絞り込む。(PFI、公募設置管理許可制度が候補)

##### 2) 事業スキームの候補の抽出整理

「国・公園事務所」「主体となる事業者」「その他(施工会社、テナント等)」間の事業スキーム(事業者の負うべきリスクと資金の流れ・契約の関係)の候補案を複数設定する。

##### 3) 導入可能性調査の実施

民間事業者が事業を継続して実施するために、施設配置や事業費等を概略(想定)で設定し、法人税や公園使用料を支払えるか、安定した運営のために補助が必要かなど財務面での簡易的な経営シミュレーションを実施する。

#### ③官官連携の推進

- ・公園事業と河川事業、まちづくりとの連携

用語集

	用語	意味
※1)	VFM	VFM: Value For Money 支払いに対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方。従来の公共事業と比べて官民連携手法の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す指標です。
※2)	PPP	Public Private Partnership(官民連携事業) 公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム
※3)	PFI	PFI: Private Finance Initiative PPPの1手法で民間の資金・経営能力・技術能力を活用し、公共施設等の設計・建設・更新や維持管理運営を行う公共事業の手法
※4)	P-PFI	平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」(略称:P-PFI)と呼称。
参考資料	公募対象公園施設	都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であつて、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。例:カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等
参考資料	特定公園施設	都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であつて、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。

出典：内閣府民間資金等活用事業推進室HP  
国交省都市局HP

## 建ぺい率について①

都市計画法による建ぺい率



用途地域：一種中高層  
容積/建ぺい：200/60

$$14,555 \times 0.6 = 8,733\text{m}^2$$

都市公園法による建ぺい率



### 都市公園法

(公園施設の設置基準)

**第四条** 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）**第二条第一号**に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。ただ

太子橋地区・外島地区・守口地区には現在構想中の施設以外の建築計画はないため、3地区の面積の2%として計算

$$147,000 \times 0.02 = 2,940\text{m}^2$$

### 都市公園法運用指針（第3版）

○休養施設、運動施設、教養施設、災害応急対策に必要な施設及び都道府県立自然公園の利用のための施設（施行令第6条第1項第1号、第2項関係）

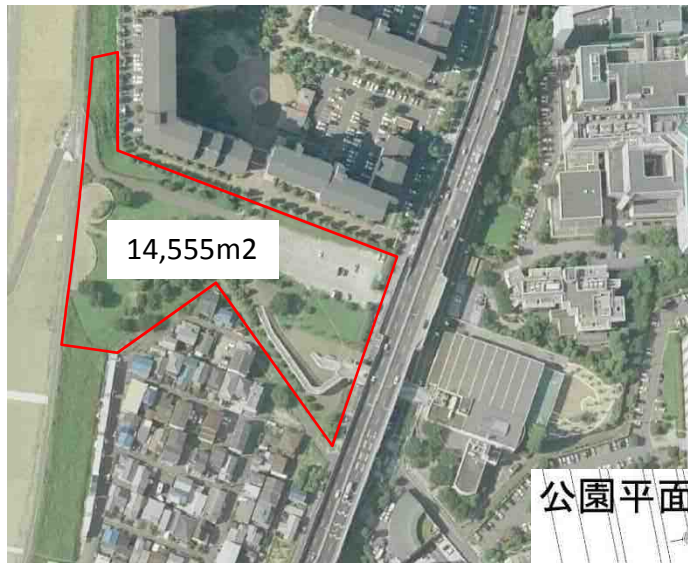
休養施設、運動施設、教養施設、都道府県立自然公園の利用のための施設については、公共オープンスペースとしての機能を有すべきという都市公園に対する要請を勘案してもなお、都市公園の利用増進を図る上で必要と認められる施設であるため、これらの施設を設置する場合には、施行令第6条第2項で規定する100分の10を参酌して条例で定める範囲を限度として建蔽率を上乗せすることができるものとしている。

（休養施設や運動施設以外の施設は上記2%以内に収まっている前提で）「休養施設、運動施設、供用施設・・・」は10%まで加算できる。

$$147,000 \times 0.12 = 17,640\text{m}^2$$

## 建ぺい率について②

敷地制約による建築可能面積



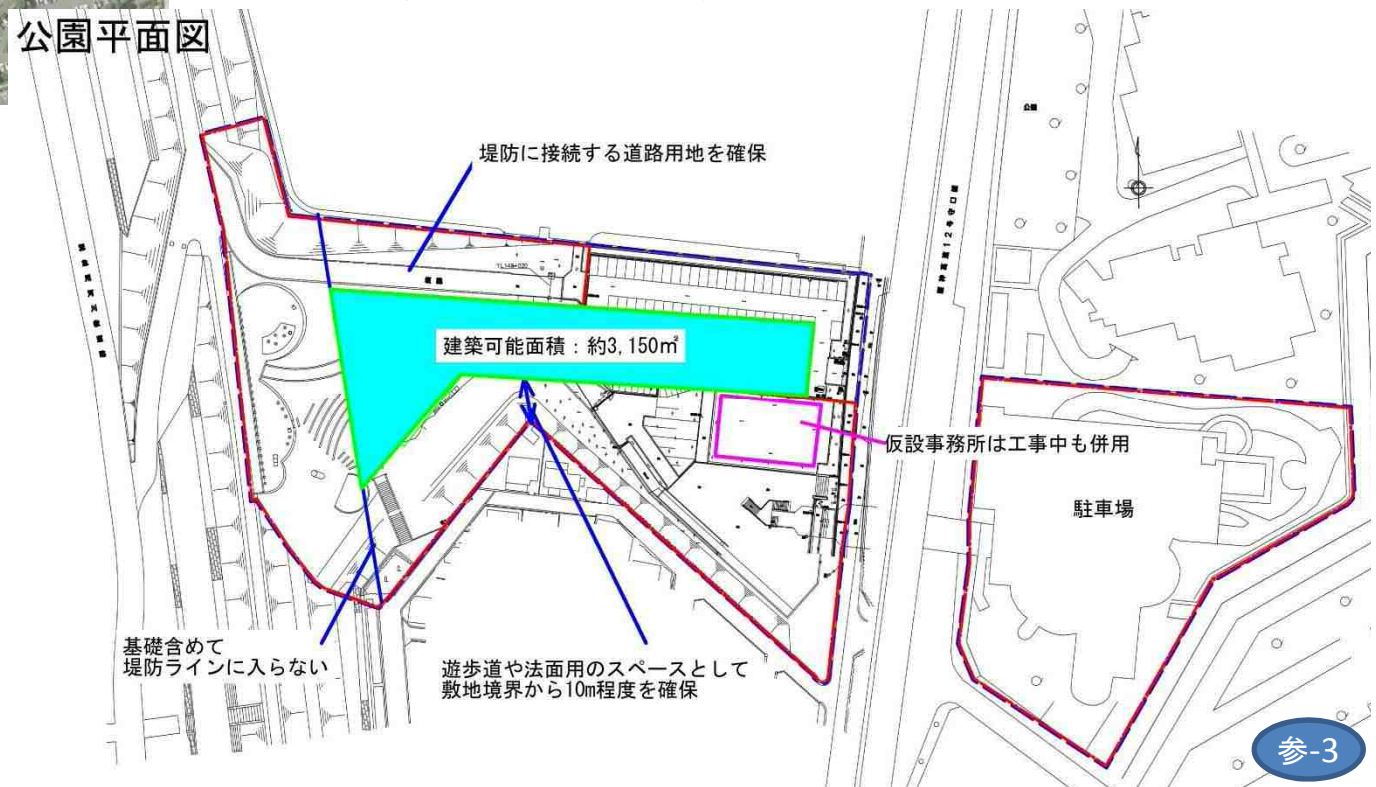
条件:

- ①堤防構造部分への基礎杭は不可
- ②河川管理用の道路は確保
- ③歩道橋は存置
- ④日影や容積率などの基準は都市計画法に準じる

➡ 建築可能面積: 約3,150m<sup>2</sup>

なお、今後面積や建築可能エリアは変動する可能性があります。

公園平面図



### 建ぺい率について③

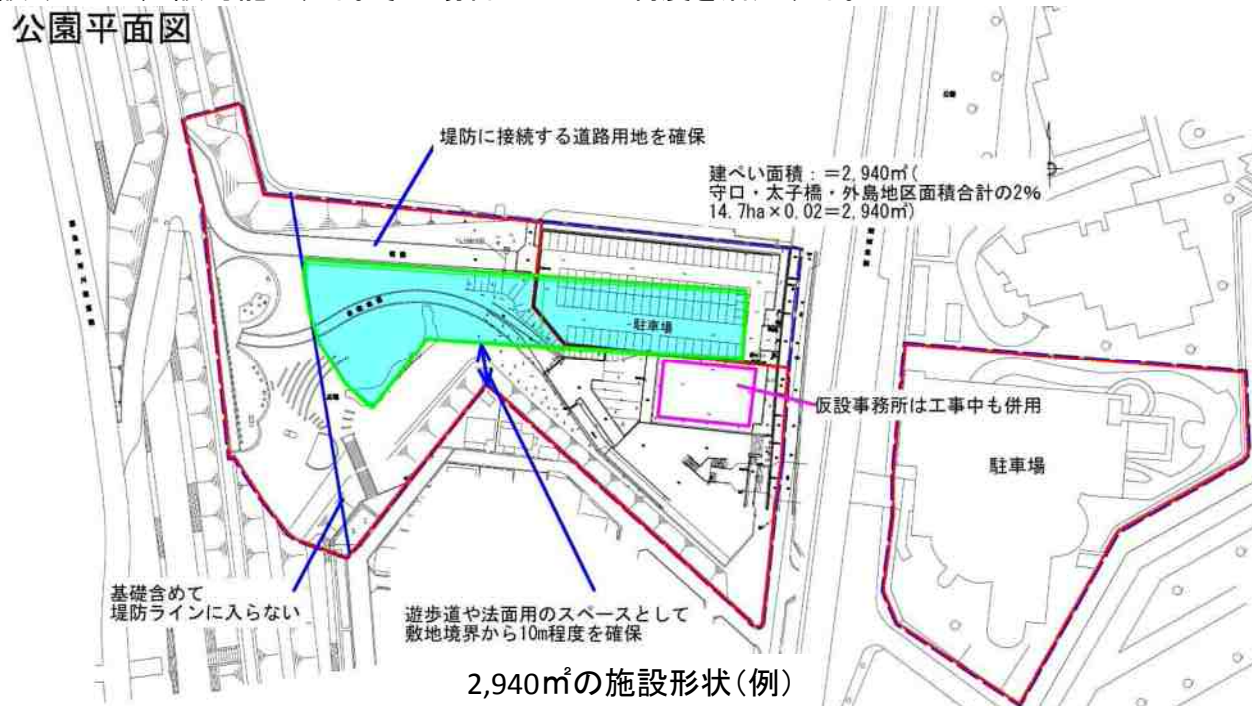
建ぺい率の考え方と面積を大きな順にまとめると以下の通り。

①太子橋地区、外島地区、守口地区面積の12% ⇒ただし、休養施設や運動施設、教養施設以外の収益施設は2%(2,940㎡)以内	:17,640㎡
②都市計画法による建ぺい率 敷地面積の60%	:8,733㎡
③敷地制約による建築可能面積	:約3,150㎡
④都市公園法による建ぺい率2%:	:2,940㎡

ここでは建築工事中の仮設事務所との併用も考慮して、公益機能と付加機能を合わせた建築面積の最大値を「④都市公園法による建ぺい率による面積:2,940㎡」とする。

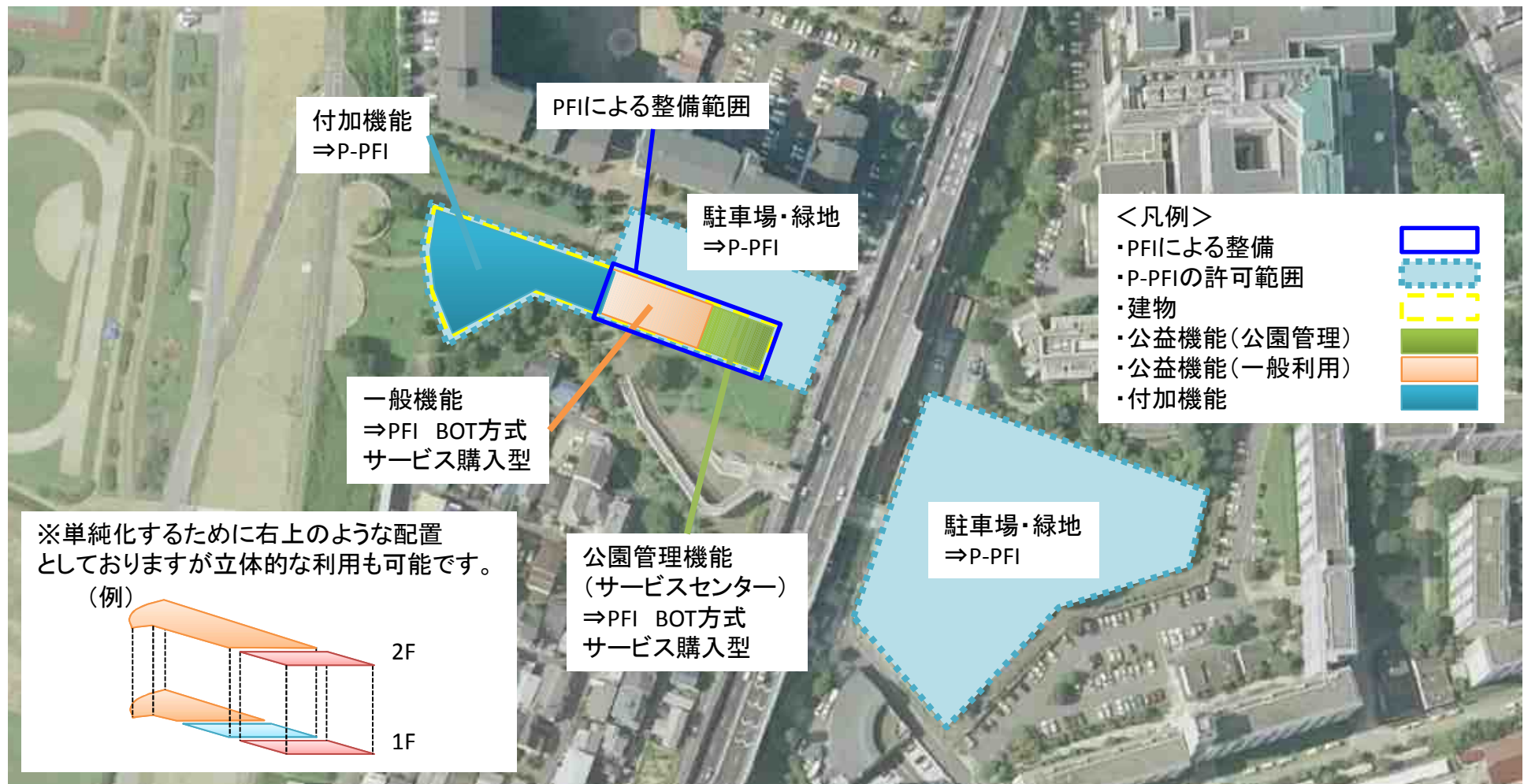
ただし、この建ぺい率には公園管理施設や公益施設等、公園に必須の機能も含まれている。

よって、休養施設や運動施設、教養施設以外の収益施設は、収益施設合計の建蔽率が2%(2,940㎡)以内に収まる範囲であれば敷地内に増設・追加の建設可能とする。その場合はP-PFIの制度を活用する。





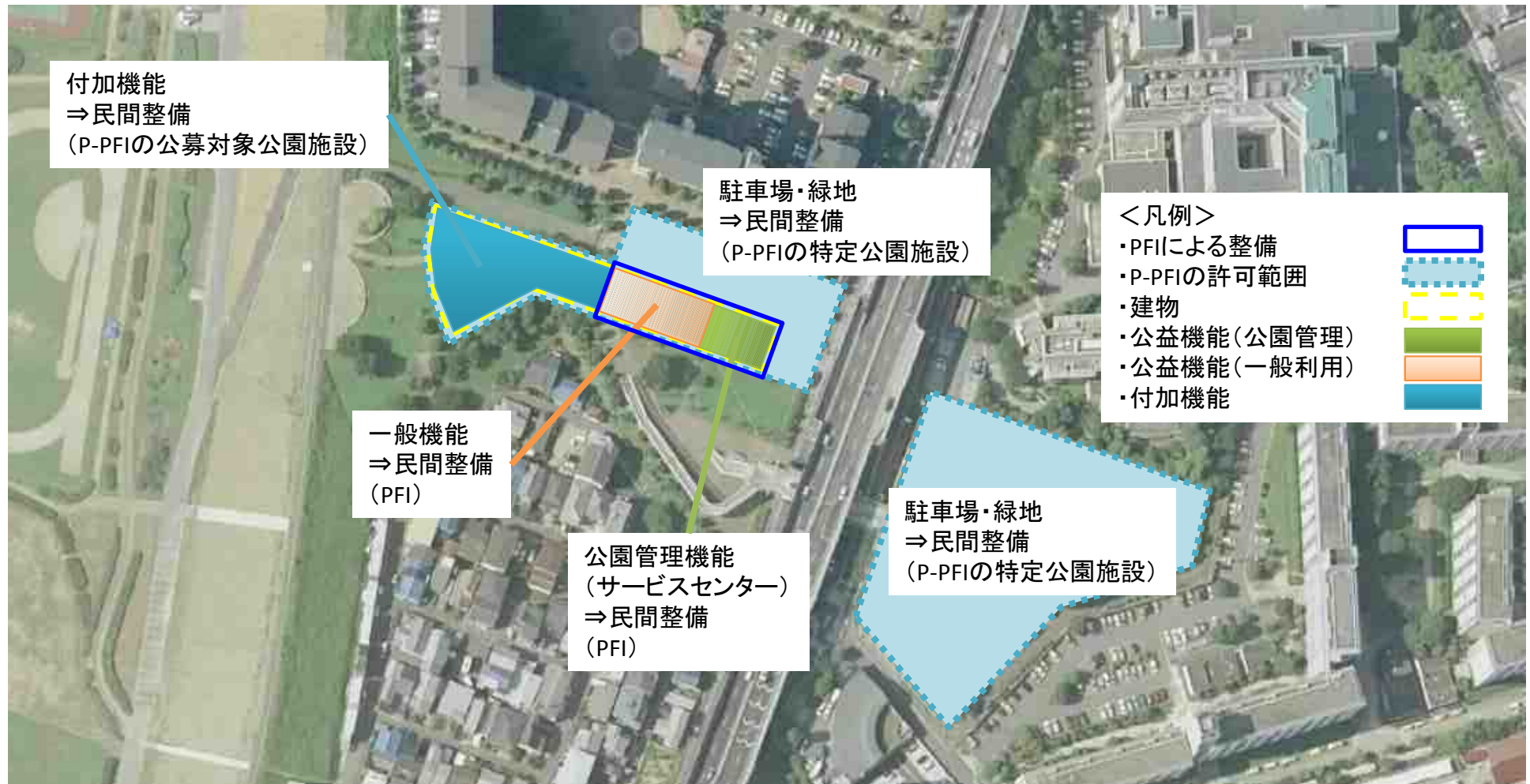
事業手法



- ・PFIによる整備: サービスセンター、一般機能(地域拠点施設、多目的室等)
- ・P-PFI: 建物(付加機能)・駐車場・緑地・建物に付随する外構や園路等を、民間事業者の整備で実施  
緑地整備費用は公園管理者が負担

上図の配置や機能は案として提示させていただいているものであり、今後の検討によって変更となる可能性があります。

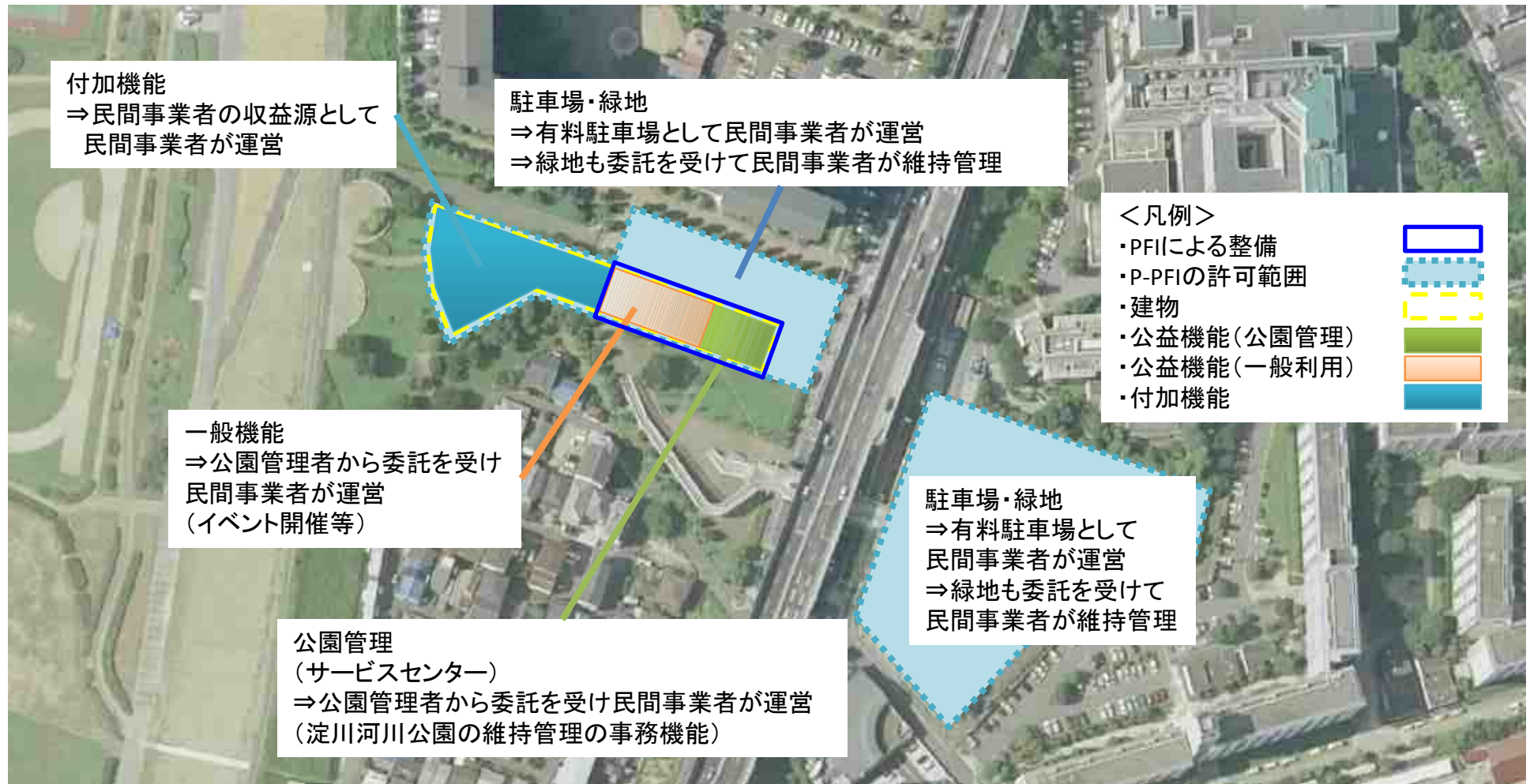
## 整備主体



- ・民間整備:
  - ⇒駐車場・緑地は、P-PFIの特定公園施設として民間事業者が整備
  - ⇒付加機能は、P-PFIの公募対象公園施設として民間事業者が整備
- ・公益機能(公園管理、一般機能)はPFI事業として民間事業者が整備

上図の配置や機能は案として提示させていただいているものであり、今後の検討によって変更となる可能性があります。

## 運営主体

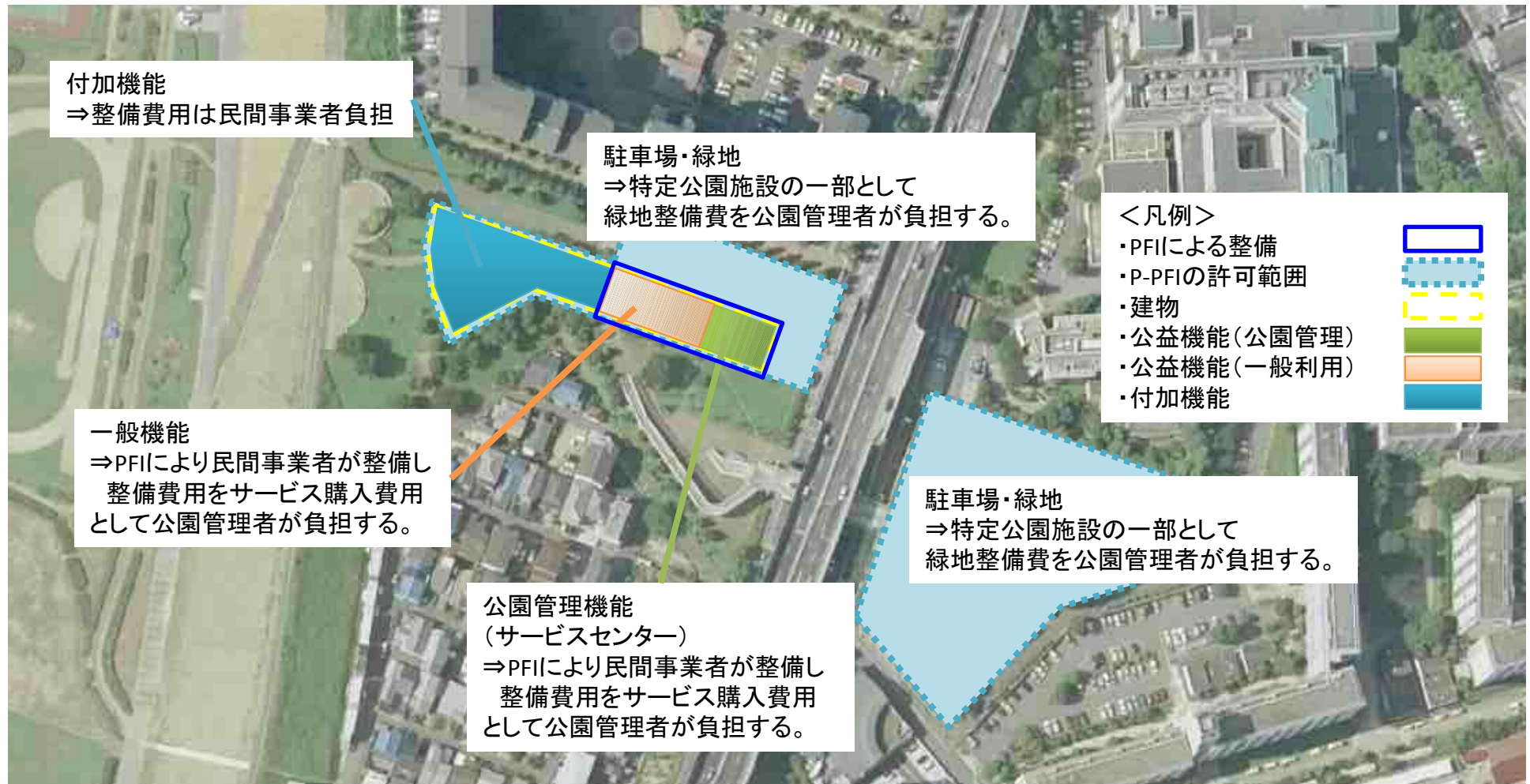


### ・民間運営:

- ⇒民間事業者の主な収益源となる収益施設を運営する。また利益の一部を特定公園施設(駐車場等)整備に還元。
- ⇒公益機能(公園管理、一般機能)は、公園管理者から委託を受けて民間事業者が運営する。  
公園緑地の清掃・維持管理は公園管理者から委託を受けて民間事業者が実施する
- ⇒駐車場の運営は公園利用者の利用も含め、民間事業者が自身の収益となるよう運営する。

上図の配置や機能は案として提示させていただいているものであり、今後の検討によって変更となる可能性があります。

## 整備に係る資金の流れ



- ・民間事業者負担  
⇒民間事業者の収益施設(公募対象公園施設)及び駐車場・緑地・建物に付随する外構や園路等(特定公園施設)を自己資金で負担する。
- ・公園管理者負担  
⇒公益機能(公園管理、一般機能)の整備費用(PFI)、緑地整備費用(P-PFI)を負担する。

上図の配置や機能は案として提示させていただいているものであり、今後の検討によって変更となる可能性があります。

## 維持管理に係る資金の流れ



- ・民間事業者負担  
⇒基本的に収益施設の維持管理や大規模修繕費用は民間事業者の負担により実施する。
- ・公園管理者負担  
⇒公益機能の維持管理費用・大規模修繕費用は公園管理者がサービス購入費用として負担する。  
また緑地維持管理費用は公園管理者が負担し民間事業者へ委託する。

上図の配置や機能は案として提示させていただいているものであり、今後の検討によって変更となる可能性があります。

## 官民連携手法の紹介

### ○PFI(BTO方式、サービス購入型)

選定事業者が、運営を想定した施設の設計・建設を担い、完工後に施設の所有権を公共へ移転する。運営段階では選定事業者が施設を運営する。

サービス購入型では施設の建設・公共サービスの提供にかかる費用を事業期間中にわたって選定事業者へ「サービス購入料」として支払うため、運営の安定化、資金調達リスクの低下、ライフサイクルコスト全体を考えたときの初期費用の平準化が期待できる。

### BTO方式 [ Build-Transfer-Operate方式 ]



民間資金等活用事業推進機構 HP

### ○PFI(BOT方式、サービス購入型)

選定事業者が、運営を想定した施設の設計・建設を担い、完工後に施設の所有権を保有したまま、施設を運営し、事業期間終了後に施設を公共へ譲渡する。

サービス購入型では施設の建設・公共サービスの提供にかかる費用を事業期間中にわたって選定事業者へ「サービス購入料」として支払うため、運営の安定化、資金調達リスクの低下、ライフサイクルコスト全体を考えたときの初期費用の平準化が期待できる。

### BOT方式 [ Build-Operate-Transfer方式 ]

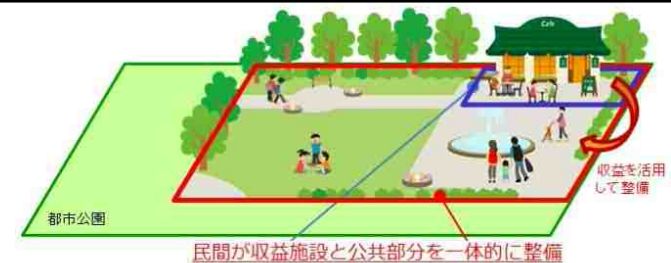


民間資金等活用事業推進機構 HP

### ○公募設置管理制度

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定。

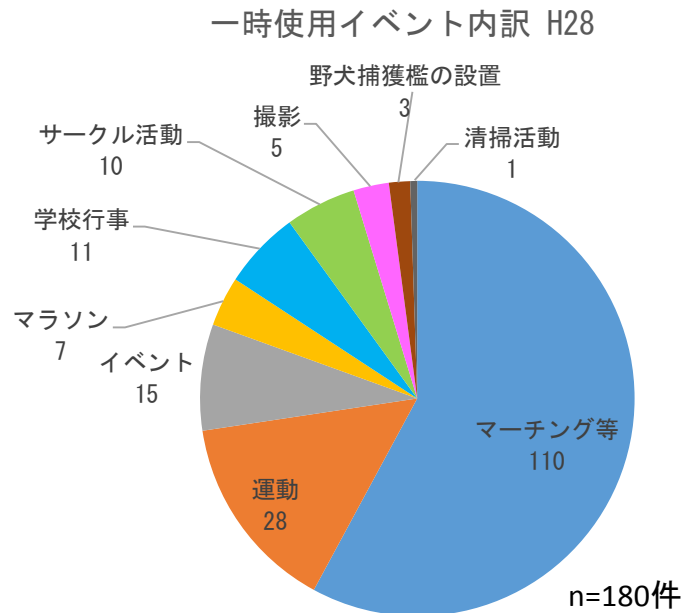
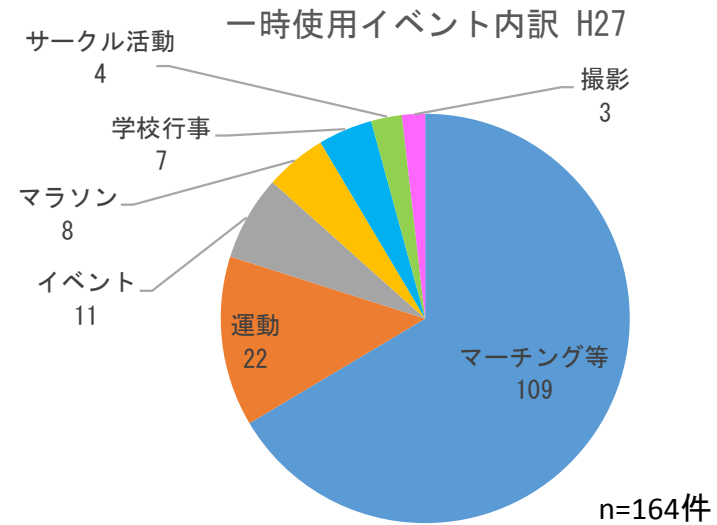
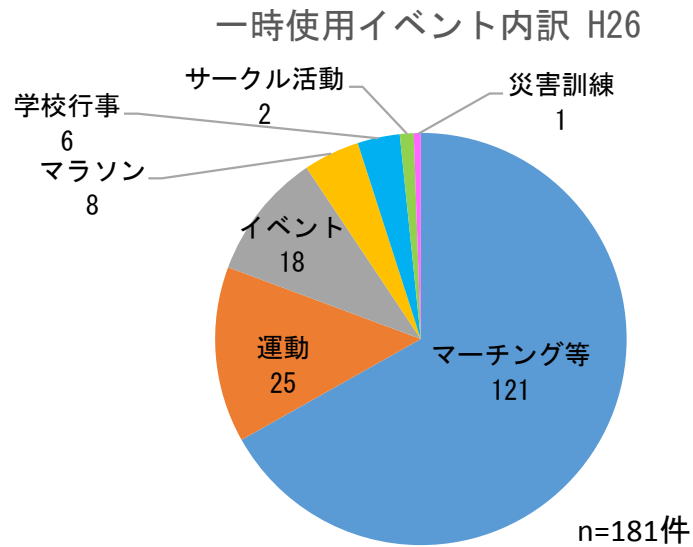
「事業期間の長期化」「建ぺい率の上乗せ」「占用物件(看板等も対象とする)」といった特例がある。



カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)
従前 民間資金	従前 公的資金
新制度 民間資金	新制度 収益を充當 公的資金

国交省 HP

外島地区、太子橋地区の利用状況(年度ごとの申請件数)



\* 運動内訳  
(キャッチボール、グラウンドゴルフ、体操、おとなの運動会 等)

## 守口市域の紹介

### ○大阪都市圏

守口市は大阪市の北西に隣接する、大阪都市圏を構成する衛生都市です。

大阪と京都を結ぶ軸上に立地しており、大阪市へのアクセス性の高さや大阪モノレールにより大阪空港にも直結した自治体であるため、居住性の高い都市となっています。

産業面では大手家電メーカーやその下請け企業を中心とした中小企業が多く集積し、企業城下町を形成しています。

### ○人口密度

守口市は12.71km<sup>2</sup>に人口144,083人、71,226世帯が居住(2017年10月現在)し、大阪府下で大阪市に次いで2位の人口密度を誇る自治体です。

また隣接する門真市も大阪府下第4位の人口密度であり、周辺の自治体と合わせて大阪都市圏を構成する住宅基盤が整っている自治体です。

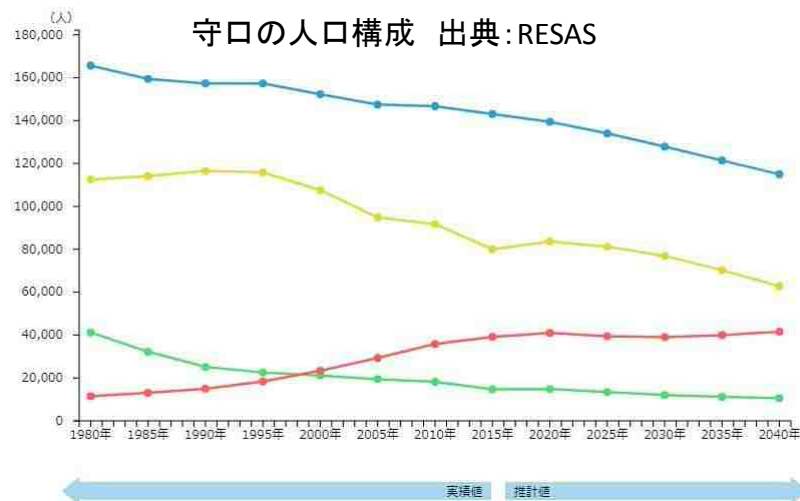
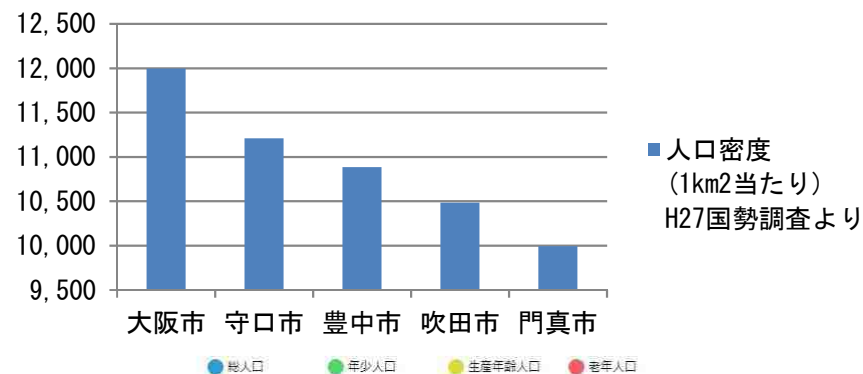
### ○人口構成

守口市人口ビジョンによれば、市の人口は1970年以降減少傾向にあり、人口問題研究所のデータでは今後も人口減少が進み、2060年ごろには9.0万人まで減少することが推計されています。

このため、守口市では2060年の人口を11.5万人まで維持すべく、居住環境や就業率の改善等に取り組むことが、「守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で謳われています。



守口市街地と淀川 出典:守口市HP





## 守口市域の紹介

○周辺の町丁別人口(平成29年10月現在)

※大阪市旭区太子橋の人口はH22国勢調査より

周辺には中高層マンションが多く立地しており背後人口が見込める立地。



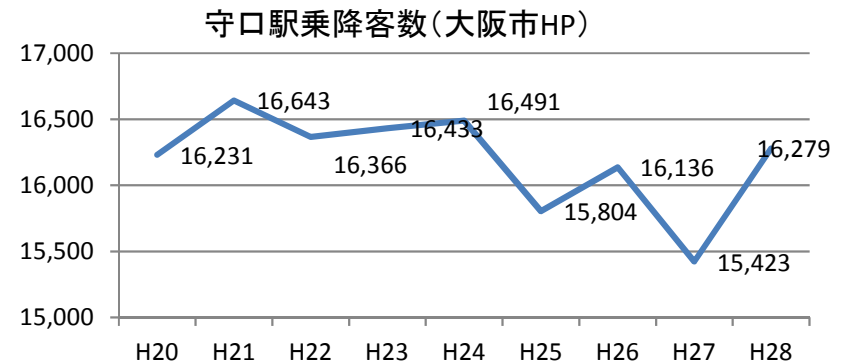
○最寄駅: 大阪市営地下鉄谷町線守口駅徒歩約10分

2番出口から徒歩約10分の距離に位置し、電車でのアクセスも可能



○駅乗降客数: 約1.6万人/日

近年の地下鉄守口駅の乗降客数はおよそ1.6万人/日で推移

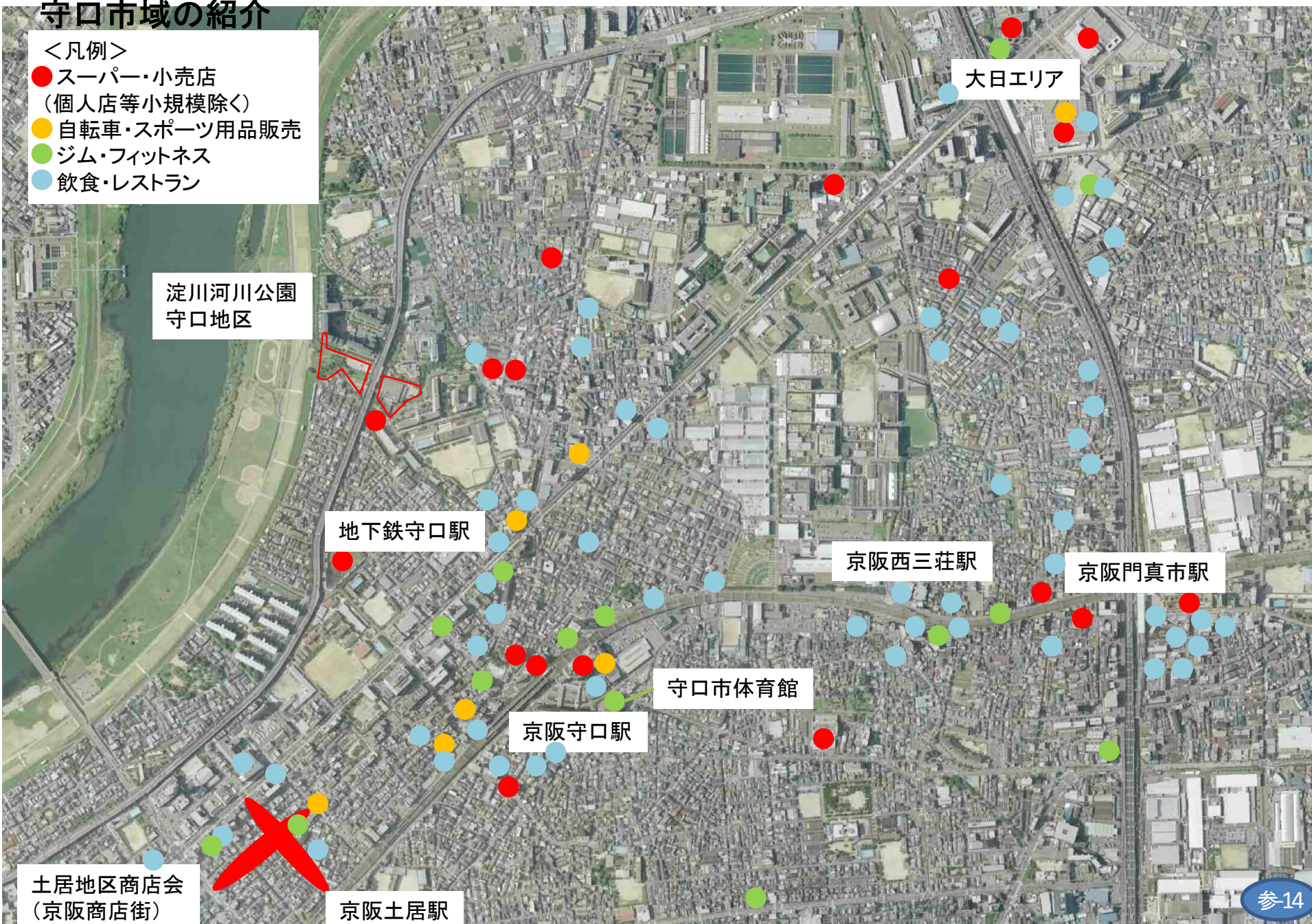


○国道1号線交通量: 約5.2万台/24h



### 守口市域の紹介

- <凡例>
- スーパー・小売店  
(個人店等小規模除く)
  - 自転車・スポーツ用品販売
  - ジム・フィットネス
  - 飲食・レストラン



## 守口市域の紹介

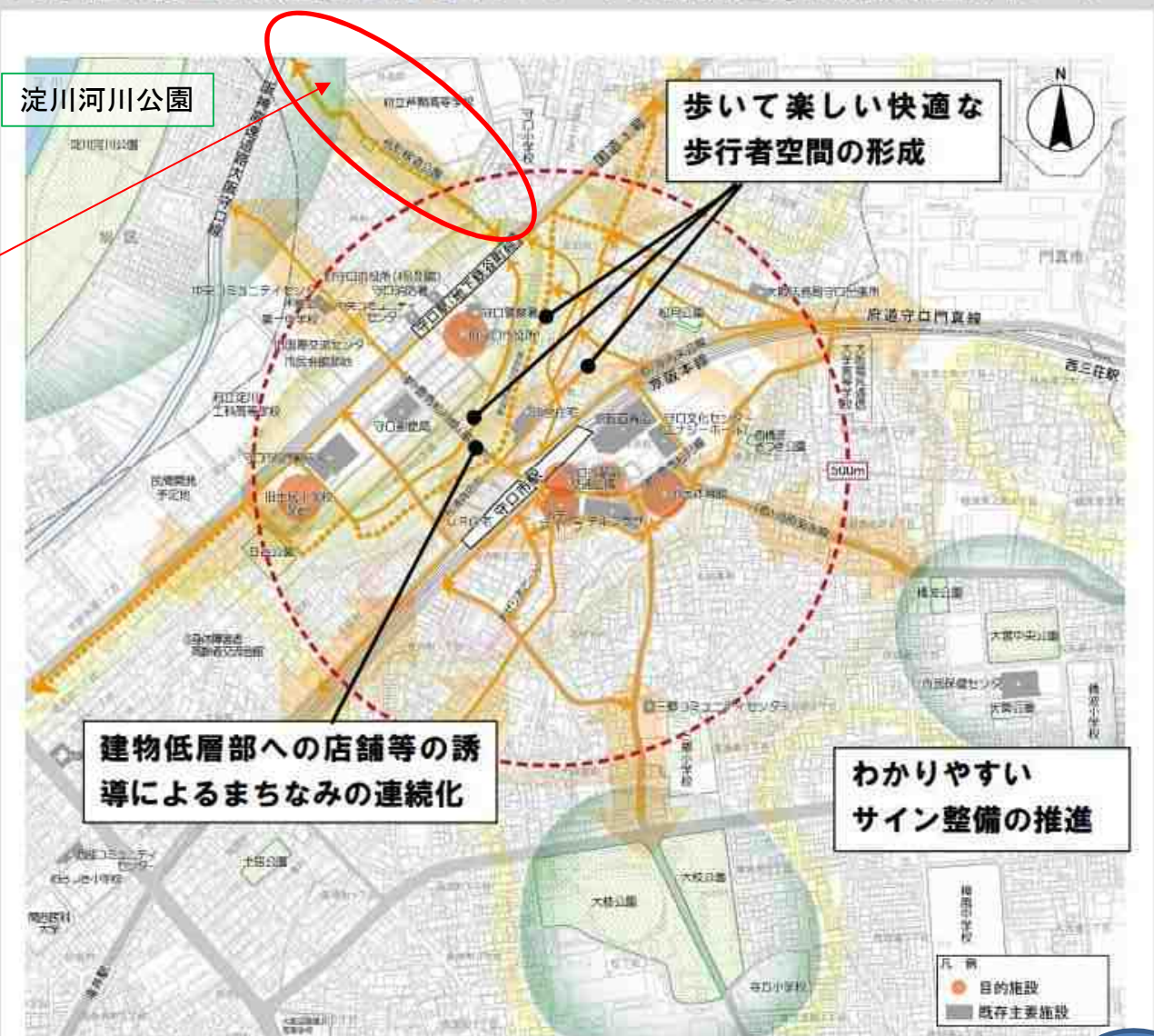
○「守口都市核周辺における将来都市ビジョン」の策定について

本ビジョンは、今後20～30年後の将来を見据え、守口の新しい都市イメージの創出につながるような魅力、賑わい、交流が溢れる守口都市核を目指していくための指針として、策定したものである。

都市活力を生み出す賑わい・交流のため、「まちなか回遊戦略」が挙げられている。

守口市中心街から淀川河川公園守口地区へつながる桃町緑道公園についても、ネットワークにふくまれており、今後の再整備が予定されている。

### 回遊性の向上と快適な歩行者ネットワークの形成に向けた取り組みイメージ



守口都市核周辺における将来都市ビジョン 出典: 守口市HP

## 守口市域の紹介

### ○淀川河川公園(太子橋地区・外島地区・守口地区)で開催されているイベント

淀川河川公園で開催されているイベントは、公園管理センターが自主的に開催しているイベントと、他の団体より利用申請を受けて開催を許可しているイベントに大別されます。

#### ○公園管理センターが自主的に開催しているイベント例



淀川舟運ウォッチング



ノルディックウォーク



バーベキュー教室

出典: 淀川河川公園HP

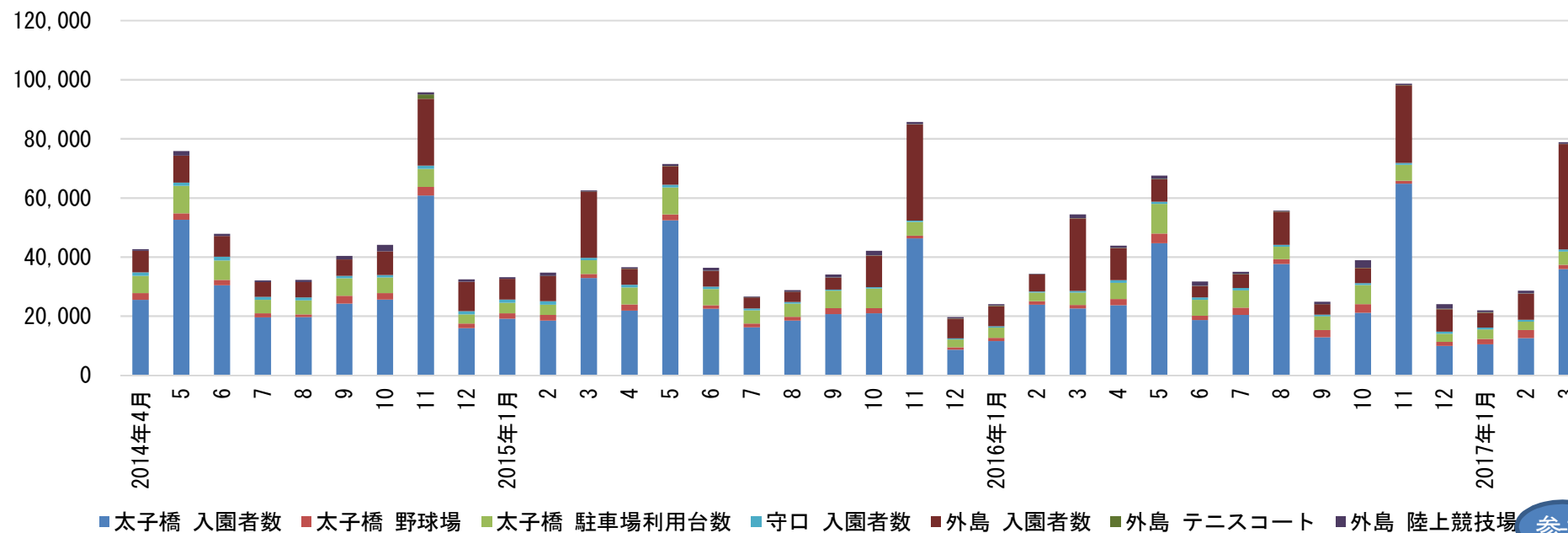
#### ○他の団体が開催しているイベント

大阪・淀川市民マラソン  
市民自らがつくりあげる市民参加型のマラソン大会として1997年にスタートしました。  
淀川河川公園 外島地区・太子橋地区が会場となっています。



出典: 大阪・淀川市民マラソンHP

### ○淀川河川公園(太子橋地区・外島地区・守口地区)の利用者数



# 新たな賑わいの創出「淀川アーバンキャンプ2017 (短期型プログラム)」を実施!

—淀川河川事務所—

淀川河川事務所では大阪商工会議所と連携し、水辺の賑わいづくりを高めるため、普段河川敷では体験できないような体験型プログラムやこだわりのアウトドア・マルシェを行い、来て頂いた人に淀川の“良さ”を知ってもらいました。また、都心の風景と大自然の空間両方楽しめるのをウリに、特別な一時を感じてもらいました。さらに今年は小学生高学年を対象とした「こども自然学校」を実施し、参加者に鵜殿のヨシについて知ってもらったり、干潟で取れたシジミの試食等を行ってもらいました。

## 活動概要

開催期間 **9/30(土)～10/1(日)、  
10月7日(土)～9日(月・祝)**

※こども自然学校の開催は10月7日(土)～8日(日)

開催場所 **淀川河川公園西中島地区**

来場者数(5日間延べ) **約6,650人** ※昨年約5,300人

出店事業者数 **26事業者**

主催 **淀川河川事務所、大阪商工会議所**



## 会場の様子

川岸の茂みを伐採し、景観作りを実施!  
淀川と対岸の見晴らしがすっきりしました!

### 参加者の声

- 淀川の風がこんなに気持ち良いのかと知れた。
- 会場がとてもお洒落で特別な時間を過ごせた。
- 普段体験できないカヌーなどが出来て楽しかった。
- 夜になると梅田の夜景がとてもきれいでうっとりした。
- 来年もあれば必ず行きたい。



ワークショップ



カヌー体験



カヌー最高っー!

巨大スライダー



高さ7mからの  
スライダーは  
スリル満点!

BBQ体験



シジミ取り



お洒落なテント  
で休憩したり  
飲食したり!

テント(自由スペース)



ヨシ灯り作り



こども自然学校ではBBQ体験や干潟でシジミ取り、夜にはヨシを使ってヨシ灯りを作りました。

会場から見える  
夜の夜景



対岸から見る梅田  
の夜景は雰囲気  
バツグン!!

来て頂いた方がヨシフラッグで好きな  
場所を投票…**堤防上**が一番人気

～堤防から見えるアーバンキャンプ会場  
や梅田がとてもすてきだった～(参加者の声)



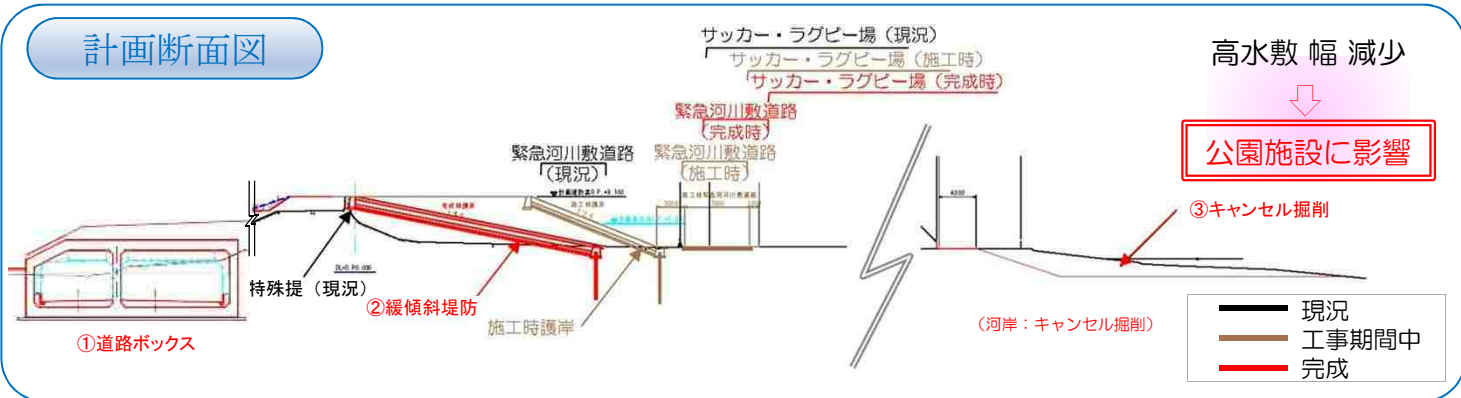
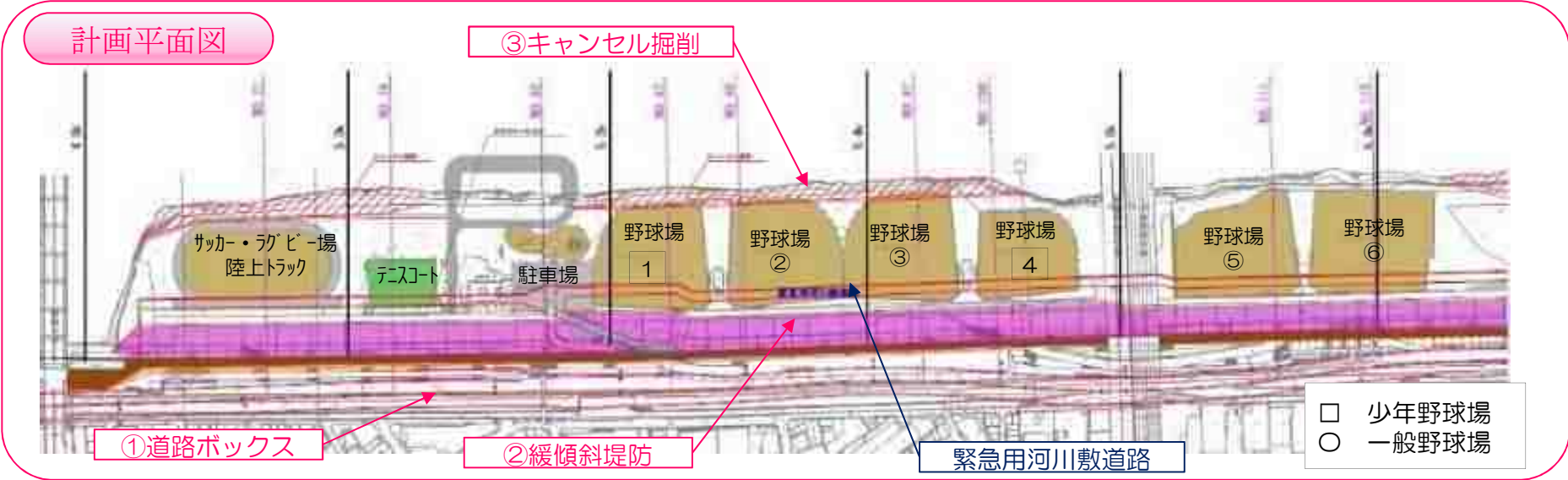
### ■ 問い合わせ先 ■

国土交通省 近畿地方整備局  
淀川河川事務所 河川環境課  
〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目2-10  
TEL 072-843-2861 (代)



# 淀川左岸線（2期）工事に伴う河川公園（海老江地区）の対応方針

## (1) 淀川左岸線（2期）工事 概要



- 工事概要
  - ① 道路BOX
  - ② 特殊堤→緩傾斜堤防（工事中の仮設堤防含む）
  - ③ キャンセル掘削（仮設）
- 事業主体
  - 大阪市建設局
  - 阪神高速道路株式会社
- 完成予定時期
  - 平成38年度末

## (2) 公園管理上の課題

- 工事期間中の公園利用に関すること
- 工事完了後の再整備

# 淀川左岸線（2期）工事に伴う河川公園（海老江地区）の対応方針

## （3）工事期間中の公園施設の利用制限

○ 計画案（時期については、関係機関との協議状況や、今後の工事の進捗状況等により変更となる場合がある）

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
淀川左岸線2期工事		←							
公園の開閉園	開園	←	閉園※1	→	←	→	→	公園復旧工事※3 閉園	開園

※1 淀川左岸線に伴う仮堤防の工事中は工事用道路と公園進入路が輻輳するため、**安全確保のため閉園**（安全確保出来る場合は開園）

※2 仮堤防工事完了後も道路ボックスの工事により公園敷を使用するため、安全に公園利用ができ、暫定開園できるか引き続き検討  
ただし、暫定開園ができた場合でも、現況より狭くなるため、現況と同じ運動施設の設置は困難。

※3 本設の堤防工事終了後に、本格開園に向けた公園再整備工事を実施（現況より狭くなるため、同じ施設の復旧は困難）

## （4）工事完了後の再整備

○ 再整備：高水敷面積の減少に伴う公園施設の再配置

- ・淀川水系河川整備計画（案）、淀川河川公園基本計画、『川でなければできない利用、川に活かされた利用』の推進も考慮
- ・淀川河川公園下流域地域協議会等と協議（キャンセル掘削部等、検討）
- ・野球場 減少：大阪市（福島区付近）の野球場等が減少

（参考）野球場（6面）土・日・祝の利用率60%

## （5）公園再整備スケジュール案（時期については、関係機関との協議状況や、今後の工事の進捗状況等により変更となる場合がある）

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
淀川左岸線事業		← 淀川左岸線2期工事							
公園再整備工事	閉園の 予告周知	暫定供用に向けた協議	→	←	関係機関協議・設計 下流域地域協議会・環境委員会・河川管理者と大阪市等 との協議	→	→	再整備工事	開園

# 台風21号について

## (1)被害状況

- ・平成29年10月22日(日)に近畿地方に接近した台風21号により、淀川の河川敷がほぼ全域にわたり冠水し、淀川河川公園もゴミ・ヘドロの堆積や桜の木の倒木、運動施設の損傷等大きな被害を受け、全40地区で閉園しました。
- ・淀川河川公園に設置しているトイレや管理所等を安全な場所へ移動させる施設撤去も実施しました。



平常時(枚方地区)



桜の木の倒木及び水位上昇(背割堤地区)



水位上昇し、公園が冠水(太子橋地区)



水位上昇し、公園が冠水(枚方地区)  
平成29年10月23日 7時00分



被災した運動施設(大塚地区)



公園施設撤去風景(大山崎地区)



# 台風21号について

## (2) 復旧状況及び今後の予定

- ・台風22号通過後の10月30日(月)から本格的に復旧作業を開始し、11月11日(土)には一部の運動施設を除いて、40地区全て開園しました。
- ・現在の状況として、毛馬地区・三矢地区・枚方地区・鳥飼上地区・大塚地区・島本地区の運動施設の一部を閉鎖しており、平成30年度以降に優先順位の高いところから順次復旧していきます。



管理所の復旧状況(枚方地区)



ゴミ・ヘドロ等の撤去状況(太子橋地区)



倒木した桜の木の撤去状況(背割堤地区)



運動施設の復旧状況(西中島地区)



開園後のマラソン大会風景(太間地区)



復旧後のBBQ広場(太子橋地区)